

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 3 号

令和 7 年（2025 年）9 月 11 日（木）（第 3 日）

吹田市議会会議録 3 号

令和 7 年 9 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 7 年 9 月 11 日 午前 10 時開議

- 1 { 議案第 77 号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結について
議案第 83 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 一般質問

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	岡 田 貴 樹
総 務 部 長	山 下 栄 治	行 政 経 営 部 長	今 峰 み ち の
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	大 山 達 也
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	岡 松 道 哉
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	真 壁 賢 治
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水道事業管理者職務代理者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	北 澤 直 子	理事（公共施設整備担当）	伊 藤 登
理事（地域整備担当）	梶 崎 浩 明	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	井 田 一 雄	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	参 事	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	辻 本 征 志	主 査	今 井 理 香 子
主 査	水 落 康 介	主 任	角 田 詩 織
主 任	西 村 雄 貴		

（午前10時 開議）

○矢野伸一郎議長 ただいまから9月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしておりますので、これにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第77号及び議案第83号並びに日程2 一般質問を一括議題とします。

なお、20番 竹村議員、36番 藤木議員から、それぞれ資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので、御報告いたします。

それでは、昨日に引き続き、各会派の代表質問を受けることにいたします。

通告順位により順次発言を願います。36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 おはようございます。自民党吹田・無所属の会を代表いたしまして質問をいたします。

まず、二十歳を祝う式典について質問いたします。

保護者、親族席を設置して2年ですが、参加者の推移をお答えください。毎年好評の保護者、親族席の設置を今年度も希望します、見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 二十歳を祝う式典における親族席につきましては、令和5年度（2023年度）から設置しており、初年度は800人、昨年度は1,100人の参加がありました。本年度につきましては、現在、二十歳を祝う式典実行委員会では設置に向けた前向きな協議がされております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 今年も新成人が喜ぶゲストの出演を要望します。見解を問います。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 二十歳を祝う式典へのゲスト出演につきましては、現在、当事者である二十歳を祝う式典実行委員会の中で議論されており、今後、本市にゆかりがあり、多くの式典対象者に喜ばれるようなゲストの選定がなされるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 私は、毎年成人式に参加しておりますが、過去のゲスト演出について、大半の新成人が退屈をしていました。その主な原因は、本業とは関係のないトーク等の時間が長過ぎたことにあります。新成人の誰一人として望んでいない司会者等が演者と絡む演出は不要だと考えます。漫才コンビなら漫才のみ、歌手なら歌のみと、出演時間の全てを演者の本業に充てるべきです。演出の改善を求めます。見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 式典での演出につきましては、昨年度の参加者アンケートにおいて、ゲストの歌までの時間が長かったといった御意見も頂いており、これらの結果を基に、実行委員会において議論されているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 今年もパナスタで開催すると思いますけれども、ガンバチア等に出演依頼すればいかがでしょうか。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 ガンバ大阪のチアダンスチームなどに出演を依頼することにつきましては、スタジアムの完成を機に、市を挙げてさらなるホームタウン活動を推進していることを式典対象者に理解してもらい、共に取組を進めていただく一助となり、さらには本市に対する愛着を深めてもらう機会とも

なり得ることから、有意義なものと認識しております。

現在、実行委員会において式典内容に関し議論されているところですが、引き続き主催者として参加者に喜ばれ、一生の思い出となるプログラムや演出となるよう、実行委員会と共に調整してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 次に、留守家庭児童育成室についてお伺いいたします。

今回は学校に設置されている育成室の目的外使用について数点お伺いします。

育成室を借りたいとき、目的外使用申請の窓口はどこになりますか、お聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 留守家庭児童育成室の目的外使用許可の申請窓口につきましては、放課後子ども育成室になります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 現場の指導員に決裁権限がありますか。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 留守家庭児童育成室の使用許可の権限は、放課後子ども育成室が行うので、現場の指導員には決裁権限がありません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 現場で、あたかも決裁権限があるような対応をしている指導員がいてと仄聞しております。育成室使用の件については、問合せも含め、窓口に振るよう現場対応の徹底をお願いします。

次、地域の行事等には積極的に協力すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 留守家庭児童育成室の目的

外使用許可につきましては、事務室としての機能を有していることから、原則として利用児童及びその保護者の福祉の向上に直接寄与する活動に限り許可をしているところでございます。また、過去の経過から、学校や育成室にも関連がある地域の活動に対しては許可しているものもございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 目的外使用についてのガイドライン等が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 留守家庭児童育成室の運営につきましては、自治会などの地域団体との連携や交流が必要であると認識しております。その一方で、育成室の使用許可に関するマニュアルにつきましては、地域団体に許可をしている実態に即していない部分もあるため、現在、マニュアルの改定を進めているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 よろしくをお願いします。

次に、災害時における医薬品の備蓄に関して質問します。

大規模災害が発生した際、市民の命と健康を守るためには、必要な医薬品を安定的に確保できる体制が不可欠です。現在、医師会、歯科医師会、薬剤師会、そして行政が連携して備蓄の在り方について協議を続けていると仄聞しておりますが、備蓄の必要性を市はどのように認識しておりますか。また、現時点での協議の進捗状況をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 災害時には、大阪府に医薬品の供給要請を行った場合でも、特に震災直後は府からの広域供給が困難と想定され、市独自に必要な医薬品の確保体制を整備しておく必要性は高いと認識しております。

現時点での進捗状況につきましては、備蓄薬局の

設定と配備する医薬品の種類や必要量及び契約内容の精査等について、吹田市薬剤師会等との調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 備蓄医薬品は市が購入する以上、その所有権は市になります。したがって、保管場所の選定は重要で、市の備蓄倉庫等は薬剤師が不在で管理が不十分となり得る一方、民間薬局に置くのは市の財産を管理する上で課題があると考えます。所有権と管理責任をどのように整理されるのか、どこに保管するのが適切とお考えかお聞かせください。

また、災害時に地域薬局と連携して医薬品を迅速に供給する体制をどう位置づけているのか、これら以外の課題をどのように認識しているかお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 備蓄医薬品の所有権と管理責任につきましては、現在、その事業スキームを精査しており、市費により医薬品を購入し、薬局の医薬品とは別に市の所有物としてケース等に格納した上で、医薬品の管理を吹田市薬剤師会に業務委託する方法を検討しております。

保管場所につきましては、市の倉庫等ではなく、備蓄薬局において薬剤師の管理の下、流通備蓄により確保することで、医薬品の損耗を最小限とするとともに、有事における医療救護所等への速やかな搬入が行えるものと考えております。

この医薬品の備蓄については、吹田市薬剤師会と締結している、災害時における吹田市薬剤師会による医療救護活動に関する協定の一環であると位置づけております。その他、事業化に向けて委託上の履行確認の方法等の細部を調整していく必要があると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 次に、学校教育関連について。今回は、学校徴収金についてお伺いをいたします。

吹田市教育委員会は、保護者に対して学校徴収金は教材や校外学習の費用で、各学校が購入する教材等や納入金額を決定し、口座振替、自動払込みにより、吹田市教育委員会に納入していただきますと通知しております。

御承知のとおり、吹田市は従来、学校ごとに集金していた学校徴収金を、令和5年度より教育委員会事務局が一括して徴収する学校徴収金一括システムを導入しました。導入から2年が経過しましたが、現場の校長や職員の負担軽減に寄与した一方で、様々な問題点やひずみが生じており、今回はこの学校徴収金についての考察をしていきたいと思います。

まず、私は、市内小学校、中学校55校の令和6年度学校徴収金予算決算等の資料を取り寄せました。ここにございます。その中で疑問に思う全ての項目について質問する時間はありませんので、一部のみ、以下数点質問をいたします。

皆様にお配りしております配付資料1です。豊一小学校、2年生で1万1,354円の繰越金が発生しています。予算は1万3,863円。繰越金率何と81.9%。一体どのような予算組みをしているのでしょうか。このような多額の不用額が出た理由をお聞かせください。教育委員会が学校に指導している保護者負担の軽減に逆行しているのではないですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 令和6年度豊津第一小学校の第2学年におきましては、年度当初年間1万6,500円が必要であると試算しておりましたが、使用教材や校外学習の移動手段を変更したことで、繰越金が例年より多くなりました。当該の学年につきましては、令和7年度集金の調整等を行い、適切に対応しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 答弁漏れがあります。教育委員会が学校に指導している保護者負担の軽減に逆行しているのではないですかとの質問に答えておりません。結果的に、本来なら払わなくてもよい繰越金

が出ていることは、保護者負担の増大ではないのですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 繰越しの金額が増えることで、保護者の負担も大きくなっており、教育委員会が学校に指導している保護者負担の軽減の逆行につながることから、校長指導連絡会で校長に、保護者の負担を軽減すべく、適正な徴収に努めるよう指導してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 これは、当初バスを貸し切って遠足に行く予定だったのが、物価の高騰などでバスの貸切料金が予想以上に高くなったことで、電車での遠足に切り替えたため、バス代が浮き、高額の余剰金が出たとのこと。そういうこともあるでしょう。

後藤市長、市長は3人のお子様がおられ、吹田で子育てをされました。現役保護者の先輩となります。私もそうです。子育てには手間暇もかかりますし、お金もかかります。市長が子育てをされていた時代は、市の職員さんだったので、今ほどの高給取りではなかったはず。家計のやりくりも大変だったと察します。

市長が保護者の立場だったら、この余った1万1,354円、返してほしいですか。欲しくない。私は返してほしいです。単年度決算なので、もらう権利は当然あります。物価高騰で大変な今の保護者なら、なおさらそうだと思います。しかしながら、悪徳業者とまでは言いませんが、吹田市教育委員会は返してくれませんが、点、点、点。翌年度に繰越金として決算会計処理をしております。

まあ百歩譲りましょう。というのも3年生に進級しても、遠足代や教材代等は必要なので、翌年度に相殺してくれたらいいからです。1万1,354円もあれば、翌年度の予算の大半は賄えるはず。しかし、ここも、お主も悪よのう、の悪代官とまでは言いませんが、吹田市教育委員会はそれもししてくれませんが、点、点、点。

令和7年度豊二小学校3年生では、予定どおりに1期分3,000円が5月26日に引き落とされました。2期分3,000円が6月25日に引き落とされました。1期、2期分足して6,000円です。繰越金の1万1,354円から充当してもお釣りが来ます。本来3年生の保護者は、1学期は一銭も払う必要がなかったことになります。

さて、繰越金の一人1万1,354円、掛ける児童数153人分、計173万7,162円はどこへ行ったのでしょうか。教育委員会口座に眠ったままなのか、いやいや、まさかどこかに使われているのでしょうかと素朴な疑問が浮かび上がるわけです。お楽しみは最後じゃないですが、これは今回の質問の肝の部分なので、後回しにさせていただきます。

次の質問。豊二小学校1年生でiPadの保護フィルムを購入しておりますが、保護フィルムは保護者負担で全学校装着するよう指導しているのですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 iPadの保護フィルムにつきましては、保護者負担で装着するよう指導はしておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 続けて、豊二小学校4年生3学期の予算執行額は2,189円でした。2学期までの繰越金は4,005円です。十分に繰越金で賄えるはずですが、なぜか3学期、5期分1,000円を徴収しています。なぜ5期分を徴収したのか理解に苦しみます。同じく5年生3学期の予算執行額は4,952円です。2学期までの繰越金は8,546円です。十分にここでも繰越金で賄えるはずですが、なぜか3学期、5期分1,000円分を徴収しています。

皆様にお配りした豊一も同じ3学期分が引き落とされています。ここも繰越金1万円以上あります。なぜ5期分を本当に徴収しているのか、これたくさんあります。よく分かりません。理由をお聞かせください。これは教育委員会が学校に指導している保護者負担の軽減に逆行しているのはいませんか、また

意図的にこれ繰越金を捻出しているのではないですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 令和6年度豊津第二小学校の第4学年及び第5学年におきましても、年度当初に年間に必要な経費を試算しておりますが、3学期以降も教材の変更や校外学習などの実施について検討する必要があり、当初の試算どおり第5期も変更することなく徴収する形となりました。結果として使用教材や校外学習の行き先を変更したことにより、繰越金が例年より多くなりました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 まさに苦し紛れ、言い訳がましい答弁です。答弁どおりとしても、予算組みがずさん過ぎます。市費に対する考え方が甘過ぎる。物価高騰で苦しんでいる保護者の大事なお金で予算を組んでいるという認識が欠如していると言わざるを得ないです。もっと緻密かつ慎重に予算を立てるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

また、教育委員会が学校に指導している保護者負担の軽減に逆行しているのではないかとの質問に答えておりません。結果的に本来なら払わなくてもよい繰越金が出ていることは、保護者負担の増大ではないのですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 徴収金の金額が大きくなれば、保護者にとって負担が大きくなり、教育委員会が学校に指導している保護者負担の軽減の逆行につながります。余剰金、繰越金を削減するために、年度当初の購入計画をより綿密に作成し、保護者の負担を軽減すべく、適正な徴収に努めるよう、校長指導連絡会で校長に指導をしてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 次、千里新田小学校1年生1学期は3,528円のマイナスです。業者の支払いは立替払いをしたのですか。その原資をお聞かせください

い。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 千里新田小学校第1学年1学期の教材費のマイナス分につきましては、学校全体の1学期徴収分より支払いを行いました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 2学期の報告書には3,528円をマイナス計上していないのですが、どこに消えたのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 千里新田小学校の第1学年1学期のマイナス分につきましては、2学期の徴収額で充当しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 次、吹三小学校1年生の粘土代330円を、2年生、翌年度会計から引き落とすしていますが、この会計処理は適切とお考えですか。本来ならマイナス収支にするべきではないでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 事務処理の都合上、第2学年時の会計処理に繰り越しておりますが、マイナス収支で計上すべきであったと認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 引越等で2年生に進級しなかった児童には、別途徴収しましたか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 当該校で第2学年に進級しなかった児童につきましては、別途徴収しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

(36番藤木議員登壇)

○36番 藤木栄亮議員 業者の支払いも翌年度に持ち

越ししたのですか、立替払いをしたのですか、その原資をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 業者への支払いにつきましては、翌年度に持ち越しいたしました。そのため立替払いは行っておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 皆様にお配りした資料2ですが、6年生3学期に校外学習、お別れ遠足とあります。年度当初に予算計上しておりますか、お答えください。予算計上していなければ目的外流用なので事前に保護者の同意が必要と考えます。目的外流用に関する説明会等行われましたか、お答えください。

お別れ遠足は余剰金を使い切るための帳尻合わせ事業なのではないでしょうか、お答えください。

6年生の3学期に同様に校外学習を実施している学校が散見されます。上記の質問3点にお答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 吹田第三小学校の第6学年のお別れ遠足につきましては、年度当初から予算計上しており、帳尻合わせではございません。

また、お別れ遠足等を実施した学校のうち、10校は年度当初から計画して予算計上しております。2校につきましては、年度当初に計画をしておりませんでした。保護者に事前に周知した上で実施しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 これ資料ではゼロになっているんです、最終。これが帳尻合わせではないという、7,565円って非常に半端な数字も出ているし、教育委員会は帳尻合わせではないと。私は帳尻合わせだと思っておりますけれども、この皆様にこれアンケートを取りたいんですが、どちらが正しいかアンケート取りたいんですが、そういう場ではないのでアンケートは取りませんけれども、非常に不可解な答弁

だと私は思います。

次に行きます。

学校徴収金マニュアル、教育委員会がマニュアルをつくってはるんですよ、一括徴収したときに。その令和7年6月改定版より数点質問をいたします。

最初に、学校徴収金の取扱いや会計処理は適正に行わなければなりませんと明記されております。当然ですが、それが本当にそういうふうに執行されているのかというところを質問してまいります。

まず、保護者負担の軽減に努めると明記されておりますが、半紙など同じ教材なのに学校によって価格にばらつきがあるのはなぜですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 一定の単位ごとにまとめて購入する必要がある教材につきましては、代金を人数で割った際に、価格の差が生じることがございます。また、授業の指導方法は教員によって工夫されるものであり、それに応じて使用する量や教材を選択するため、価格に違いが生じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 年度末に次年度の計画に向けた振り返りをすると思いますが、毎年毎年多額の余剰金、繰越金が発生しているのはなぜでしょうか。本当に年度末に反省会しているんですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 年度当初に各教科の学習指導計画を立て、計画に基づき予算計上を行っておりますが、年度途中に児童、生徒の学習状況、実態に応じて、当初計画していた使用教材等を変更する場合があります、余剰金、繰越金の発生が生じております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 先ほども申し述べましたが、予算組みがずさん過ぎます。吹田市一般会計の繰越金率は0.3%です。学校徴収金の異常な繰越金率は

年度末の反省をしているとは到底思えません、見解をお伺いします。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 余剰金、繰越金を削減するために、年度当初の各教科の教材使用計画をより綿密に作成し、保護者の負担が軽減できるよう、校長指導連絡会で校長を指導してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 学校からの資金前渡、生徒会費、PTA会費について、会計規則はありますか。教育委員会に会計管理者を置いているのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 資金前渡口座について定める会計規則はございません。

また、教育委員会に会計管理者は置いておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 生徒会費、PTA会費、資金前渡口座は誰の名義でしょうか。資金前渡口座に市費を入金できるのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 教育委員会から学校に資金移動を行う際に、入金する口座を資金前渡口座と呼んでおり、口座の名義は学校長でございます。その口座に市費である学校徴収金を入金し、管理しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 呼んでおるということでしょうけども、資金前渡とは公費を扱う際に使用される用語です。誤解を招く表現だと申し述べておきます。

次、学校徴収金（基金）と明記されております。基金とは、特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭です。自治体が基金を設置する

には条例案を定めた上で議会の可決が必要ですが、何を根拠に予算に基づいて徴収した市費、学校徴収金を基金と明記されたのでしょうか。

また、基金と明記されたからには、使途目的、例えば繰越金を流用する使途があるはずですが、使途目的を具体的にお答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 基金とは、特定の目的のために準備された資金のことを言い、教材や校外学習の費用の支払いのために管理している学校徴収金を基金と表しているものでございます。なお、地方自治法に規定される基金とは異なるものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 公費に準ずると言いながら、地方自治法などの考えの基金ではないというのはよく分かりません。

次、修学旅行等の積立金を積立金費目から教材費費目に変更した理由をお答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金の一括徴収開始に伴い、教材購入等のための資金と修学旅行等のための資金とを別々に管理することがなくなったため、それぞれを独立した会計と位置づけることを廃止したものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 お金の管理ということではなくて、費目変更をなぜしたのかということを問うてます。繰越金が発生した際に、積立金は返還や控除の対象にはなりません。会計上、複雑にならないのですか。また、学校管理の時代は別々で管理したのですか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 費目の変更により、会計上、複雑になるということはありません。また、学校で管理していた令和4年度（2022年度）以前は、教材費と積立金とを別々に管理をしておりました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 行政経営部にお聞きします。

積立金を教材代費目で処理するのは適切とお考えですか、お聞かせください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 学校徴収金における積立金の位置づけ等の詳細には関与しておらず、費目の整理の適切性についても判断できる立場ではございませんので、一般会計等における予算費目に係る一般的解釈として御答弁を申し上げます。

地方自治法施行規則第15条第2項に定める第24節積立金につきましては、特定の目的のために設けられた基金等に対する経費の支出科目であると認識をいたしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 一部保護者から積立金を目的外流用、要は未納分の補填に充てるための費目変更ではないかとの声が上がっております。早急に保護者の疑念を払拭するように、保護者に費目変更の説明責任を果たすべきです。見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 積立金の費目の変更は、積立金を未納の補填に充てることが目的ではございません。保護者にそのような誤解を与えることがないように、ホームページ等で周知を図ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 積立金は収支と支出を目的別に明確化でき、年度をまたいだ積立金の管理は容易にでき、保護者への説明責任が果たしやすくなる特別会計として計上するべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 積立金を特別会計とすることは考えておりませんが、保護者への説明責任を果

たすよう努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 多額の不用額が出ないようにとありますが、多額とは幾らですか。具体的な数字を示してください。

繰越金が多い学校には年度末に指導するべきですが、見解を問います。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 不用額が多額かどうかについて、具体的な数字では定めておりませんが、不用額が他の学校と比べて突出して大きい場合には、状況を確認し、改善を指導してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 突出した学校にだけ指導するという答弁ですけれども、そもそもの学校も繰越金率が異常なんです。全校に対して繰越金率を下げるよう指導するべきです。見解を伺います。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 全学校の状況を確認する中で、可能な限り不用額が生じることがないように指導してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 生活保護学校長代理納付制度についてお伺いします。

生活保護法第32条第2項について、令和2年9月14日付厚生労働省通知では、親権者等の同意及び委任状は要しないとあります。令和7年3月21日付吹田市学校教育部通知では、委任状が必要とあるとしております。国の通知との整合性が取れておりません。見解を問います。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 生活保護費からの代理納付につきましては、親権者等の意思を丁寧に確認した上で実施しているため、関係室課とも協議の上、学

校長への委任状を取得しているものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 生活保護法第32条第2項は、第1号法定受託事務です。法律に基づく事務を履行しない吹田市教育委員会の方針は、国から指導を受ける事案だと考えますが、見解をお伺いします。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 生活保護は第1号法定受託事務でございますが、同制度を実施する上で、親権者等の意思を確認するために委任状を取得することについては、自治体の裁量に委ねられていると認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 令和3年度から令和6年度の生活保護世帯の未納額の推移をお示してください。同じく未納額に占める割合もお示してください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 令和3年度（2021年度）から令和6年度までの生活保護世帯の未納額の推移につきましては把握が難しく、小学校給食費の公会計化後、給食費の徴収を行った令和6年度の小学校分のみの把握になりますが、生活保護世帯の学校徴収金における未納額は16万5,041円で、未納額に占める割合は13.2%でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 厚労省通知の背景には、生活保護世帯の未納が多く見受けられるようになったからではないでしょうか。生活保護世帯の未納者には、国の方針にのっとり、即代理納付の手続をするべきではないでしょうか、見解を問います。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 現在は、親権者等の意思を確認した上で代理納付の手続を進めておりますが、今後は納付指導を繰り返しても納付がない場合には、

速やかに代理納付を実施できるよう、関係部局と協議をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 よろしく願います。

学校徴収金は、教育委員会口座で管理とありますが、公金、公会計ではない管理の口座が別に存在するのでしょうか。名義はどうなっておりますか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 市費である学校徴収金は、教育委員会名義の口座で管理をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 校長名義の資金前渡口座は、府の指定ではないのでしょうか。吹田市も指定したということでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金の資金前渡口座は、教育委員会から学校に資金移動を行う際に入金するための口座であり、公金を扱うための口座とは別の口座でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 そもそも市費に資金前渡という概念が存在するのでしょうか。根拠法令をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 教育委員会から学校に資金移動を行う際に入金する口座を、従前からの慣例で資金前渡口座と呼んでいるものであり、法令に基づくものではございません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 慣例で呼んでいるということです。非常にややこしい。

次に行きます。ホームページの記載について。

令和7年3月26日付学校教育部通知で、ホームページに各学校の1年間徴収計画を記載するとありますが、現在の掲載校数をお答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 徴収計画のホームページへの掲載につきましては、現在の掲載校数は小学校31校、中学校15校でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 これも全校ではないのでグリップ効いておりません。

公会計化についてお伺いします。

令和7年文科省通知、学校徴収金の公会計化等の一層の推進についての中に、学校徴収金の徴収管理の業務に関して、学校教育活動の効果的な実現、必要な教材費等を公会計化した上で、その徴収管理を地方公共団体の業務とすること。適切な推進方法を検討し、必要な取組を一層推進するよう依頼されております。現時点でなぜ公会計化にしておられないのですか、見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金の公会計化を実施するに当たっては、整理しなければならない諸課題はあるものの、早期の実施が必要と認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 公会計にしないで市費を自治体で一括管理することは、地方自治法第235条の4の第2項普通公共団体に属しない現金または有価証券はこれを補完することができないに違反しておりませんか、見解を聞きます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金の徴収管理業務は、地方自治法第235条の4第2項に違反するものではないと認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 白か黒かと聞いたら、白と答えるしかないのでしょうか、極めて黒に近いグレーだと申し述べておきます。

行政経営部に聞きます。地方自治法第235条の4第2項に照らし合わせて、一括徴収された学校徴収金が公会計になっていない現状に対しての見解をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 学校徴収金につきましては、全国的に各学校で私費として徴収、管理をしてきた経過があり、学校現場の負担軽減が大きな課題となっておりました。本年4月の文部科学省通知によって、学校以外で担うようにするための方策の検討が教育委員会に求められ、その一例として公会計化の手法が挙げられているという動向につきましては認識をいたしております。

本市におきましては、公会計化には至っておりませんが、当該通知に先立ち、教育委員会事務局による一括徴収に移行したことで、教職員の働き方改革に相当程度の寄与があったものと灰聞いたしております。

国の通知や関係法令等を踏まえた取扱いにつきましては、今後とも教育委員会において適切に判断されるものと認識いたしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 次は、未納についてお伺いします。

令和6年度の請求総額と未納額をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 令和6年度（2024年度）の請求総額は10億1,179万2,061円、未納額は321万3,158円でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 学校徴収金一括徴収システム導入前との比較をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金一括徴収システム導入前の令和4年度（2022年度）の請求総額は9億4,836万2,973円、未納額は208万1,827円で、導入前と比較して請求総額は6,342万9,088円の増加、未納額は113万1,331円の増加となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 未納率も増加しているということを申し述べておきます。

未納が発生した場合、業者への支払いは立替払いをしておりますが、その原資をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 業者への支払いは未納が発生した場合であっても、学校全体の徴収分より行っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 従来は校長が未納者に対して家庭訪問をするなど、きめ細やかな徴収に努めていましたが、現在は野放し状態。せっかく厚労省が5年前に生活保護世帯の親権者の同意と委任状なしで代理納付ができる制度をつくったのに、それも知らんふり。当然のように未納率増加。2年前の一括徴収システム導入の際に、我々が危惧したとおりとなっております。教育委員会には猛省を促します。見解をお聞かせください。未納金は直ちにゼロにするべきです。

これまでは未納があった際は、校長等が自腹を切って業者に立替払いをしていたと仄聞しておりますが、一括徴収システムに移行して立替払いの原資は、校長の自腹から善良な保護者のお金に転嫁しただけではないのですか。管理責任者の校長が自腹を切るならまだ理解できますが、保護者には何ら責任がありません。悪質にもほどがあります。きちんと真面目に納めている、何ら過ちもない善良な保護者のお

金をこれ以上未納分の補填に一銭も使うべきではありません。見解を聞きます。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 令和5年度（2023年度）の一括徴収開始後、教育委員会としてきめ細やかな対応ができていないために、未納額が増加していることにつきましては、深く反省をしているところでございます。既に徴収している他の保護者の学校徴収金を業者への支払いに一時的に充てておりますが、未収金の補填につきましては、重要な課題であると認識しておりますので、このような状況が改善されるような方策を検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 保護者から集めた学校徴収金、繰越金を未納分に補填している会計処理は、明らかな目的外流用です。一般会計において目節間流用は認められておりますが、決裁手続が必要。教育委員会の流用に際しての決裁手続をお聞かせください。決裁権者は誰ですか。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 未納が発生した場合に、既に徴収している他の保護者の学校徴収金を業者への支払いに一時的に充てている現状につきましては、手続として適切ではないと認識しております。また、その支払いをするために流用が必要であるという認識はしておりませんので、流用の決裁手続は行っておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 目的外流用は違法性のあることなので、手続できるはずはありません。

次、目的外流用は事前に保護者への説明、承認が生じると考えます。保護者への説明は行いましたか。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 保護者への説明は行っておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 違法性の可能性のある目的外流用なので、保護者に説明できるはずはありません。そもそも未納分を保護者の私費で補填、立替払いすること自体が大問題です。一般的に目的外流用は悪質な場合、不適切会計では済まず、横領背任で刑事責任を問われる可能性もあります。その認識はお持ちですか、見解を問います。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 未納分の取扱いにつきましては、昨年に実施された包括外部監査においても解決策を検討し、取り組むことが求められておりますので、刑事責任を問われるようなことにならないよう、適切な会計処理を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 次、繰越金についてお伺いをいたします。

吹田市学校徴収マニュアルでは、公費に準じた会計処理を適切かつ迅速に行わなければならないと明記されています。当然です。令和6年度吹田市一般会計の繰越金率は約1,800億円中5.8億円、0.3%ですが、学校徴収金の繰越金総額と繰越金率をお答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校徴収金の令和6年度（2024年度）から令和7年度への繰越金総額は、約4億533万円で、請求総額約10億1,011万円に占める割合は40.1%でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 40.1%というのは、これは積立金等も入っておりますので、高めの率になっておりますが、それでも異常です。教育委員会は、学校現場に保護者の負担軽減になるよう努めることとしておりますが、異常な繰越金率が保護者負担を増大させているのではないですか。見解をお聞かせく

ださい。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 繰越額が他の学校と比べて突出して大きい学校には、保護者に過度な負担を求めることがないよう指導してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 やむなく繰越金が生じた場合は、年度内に返還するか、翌年度に繰越額を控除して徴収額を決定するべきです。そのような会計処理は行われておりますか。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 繰越金が生じた場合につきましては、原則として翌年度に繰越額を控除して徴収するよう指導しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 それでは、教育長に3点質問いたします。

まず、繰越金を翌年度の徴収金と相殺する場合は、1学期の1期分ですべきです。人のお金、私費を1日でも長く口座に入れておくべきではないと考えますが、見解をお聞きます。

次、そもそも繰越金率が異常です。繰越金率を下げるよう指導するべきです。見解を聞きます。

次、学校現場に教育委員会から単年度決算において収支をゼロにせず、繰越金を発生させるよう指導があったと仄聞しております。公金に準じた会計処理をするといいながら、一方で繰越金を意図的につくれと指導しております。言語道断です。見解を聞きます。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 学校徴収金の繰越金が生じた場合には、原則として速やかに繰越額を調整するような徴収計画とする必要があると認識しております。

繰越金率に関しましては、全学校の状況を確認する中で、可能な限り不用額が生じることがないよう、そもそも教材等購入物品のさらなる精査等を図り、

保護者の負担軽減に努めるよう指導してまいります。

意図的に繰越額を発生することは不適切であり、担当からは令和5年度の一括徴収開始後、学校現場に対してそのような指導を行ったことはないとの報告を受けておりますが、今後も繰越金を含め、適切な会計処理が行われるよう、必要な指導を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 次、行政経営部にお聞きします。

日本スポーツ振興センター財団負担金は、一般会計に計上されておりますが、このような不適切な会計処理をしている金銭が含まれていることについての見解を問います。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 独立行政法人日本スポーツ振興センターに係る共済掛金につきましては、教育委員会事務局において学校徴収金として保護者負担分をそれぞれ徴収した後、歳入として一般会計に収入させ、市負担分を合わせ一般会計側の歳出として同センターに所定の総額を納付しているものと存じます。

一般会計側で申し上げますと、歳入歳出額がそれぞれ1人当たり単価に児童、生徒数を掛けた正しい金額となっていれば、予算の積算や執行としては適切であるとの判断になります。歳入以前の学校徴収金としての取扱いやその管理につきましては、行政経営部は関与しておらず、その適切性について判断できる立場にはございません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 る質疑をしてきましたが、善良な保護者に無断で未納者の肩代わりをさせている教育委員会の事務執行は悪質だと考えます。到底市民の理解を得られるものではありません。

まとめますと、保護者からの入金が不足していても、業者への契約上の支払い期日は守らなければな

りません。ですが、違法性がある繰越金からの目的外流用は即刻やめるべきです。よって、市が立替払いを行う必要があります。学校徴収金会計、公会計の一時的な運用資金として一般会計から繰入金、単記貸付を行う。これはあくまでも仮払い、立替えです。会計は未収金として計上。後に保護者から徴収できた場合は市に返還する。最終的に保護者から回収できなければ督促、強制徴収の後、やむを得ない場合は不納欠損処理をする。公会計化する以外、この問題は解決できないということになります。

公会計化一択だと考えます。今後、早急に公会計化に移行した先進市の事例を参考にして、来年度からでも公会計にするべきです。春藤副市長に見解を問います。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは、担当から御答弁申し上げます。

学校徴収金の公会計化につきましては、先ほども御答弁いたしましたとおり、早期の実施が必要と認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 学校徴収金につきましては、教員の働き方改革の一環として、令和5年度（2023年度）から教育委員会において一括徴収を開始したものでございますが、様々な課題が生じており、透明性確保の観点からも、速やかに公会計へ移行することが適切であると認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 36番 藤木議員。

（36番藤木議員登壇）

○36番 藤木栄亮議員 よろしくをお願いします。

もう市長も私も子育てを終わっております。この後ろにおられる若い議員さんで、まだ現役で小・中学校に通わせている議員さんおられますので、特に繰越金については目を光らせていただくようお願いを申し上げます、質問を終わります。

以上です。

○矢野伸一郎議長 以上で代表質問を終わります。

次に、質問を受けることにいたします。

通告順位により順次発言願います。24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 大阪維新の会、今西洋治でございます。発言通告のとおり個人質問をさせていただきます。

本市における資源循環について質問をさせていただきます。

資源循環は持続可能な社会を実現するために必要な概念です。そのためにはリデュース・リユース・リサイクルの3Rを効率的に回す必要があります。そこで、本市の3Rについてお尋ねします。

まず、初めに本市のリデュースについてです。本市のプラスチックを含むごみの減量や食品ロスの削減についてどのような取組を行っているのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 ごみの減量を進める取組として、行動変容を促す各種施策をはじめ、各種講習会や施設見学会等の啓発を実施しております。例といたしましては、プラスチック削減を目的とした公共施設等へのマイボトル用給水機の設置や持続可能な航空燃料、いわゆるSAFの原料となる使用済み油の回収及びフードドライブなどに取り組んでいるところであり、市報やホームページ、SNSを通じた情報発信に努めております。その他、資源リサイクルセンターにおける各種取組、市民・事業者・行政の連携におけるアジェンダ21すいたにおける食品ロス削減に関する啓発活動、地域の方を、吹田市廃棄物減量等推進員に委嘱しての地域主体の取組も進めております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。

食品の賞味期限については、最も気にする点の一つであり、消費者はなるべく鮮度の高いものを求める傾向にあります。そのため、売手の強い要望により食品業界には賞味期限の3分の1を過ぎた商品は受け入れられないというルールが存在します。賞味

期限の3分の1を過ぎた商品は商品価値が激減するため、訳あり品として処分販売されるか、最悪の場合、廃棄されてしまいます。

処分販売については、消費者にもそれなりのニーズもあり、食品ロスの削減に寄与するもので問題はありませんが、廃棄処分については看過できません。賞味期限とは、その商品をおいしく食べられることができる期間のことであり、食べると健康を害するおそれのある期限は消費期限とされ、両者は明確に区分されています。消費期限を過ぎた食品は廃棄されますが、賞味期限を過ぎたからといって、直ちに健康被害が出るというわけではありません。問題は、賞味期限と消費期限の区別が曖昧になっていることです。

食品の大量廃棄、食品ロスの削減のためにも、市民の皆様にいま一度、賞味期限と消費期限についての知識を啓発してはいかがかと思いますが、理事者の見解をお伺いします。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 食品ロス削減のための取組として、日頃から食品ロスを出さないための7か条の中で、おいしく食べることができる期限である賞味期限と、おおむね5日以内の期間で食べても安全な期限である消費期限の違いについて知ることが大切であることを記載しております。この内容につきましては、市ホームページ、フードドライブ開催時、アジェンダ21すいたと連携したイベント時において、周知・啓発に取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、賞味期限と消費期限の違いをはじめ、食品ロス削減につながる取組を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。

賞味期限と消費期限の違いについて、食品メーカーや卸業者、小売店からは、長い間発信されていますが、もっと行政や著名人からも周知・啓発をしてほしいという声が多いです。本市としては、市のホームページ、イベント時に周知・啓発に取り組んで

いるとのことですが、もっと広く積極的に発信すべきだと思います。ショート動画やSNSを利用して能動的に周知・啓発をしてはいかがかと思います。御検討のほう、よろしくお願いします。

次に、リユースについてお伺いします。

本市の環境啓発施設のくるくるプラザの利用状況はどのようになっていますでしょうか、理事者の御答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 くるくるプラザにおけるリユースに係る取組につきましては、市民から使用しなくなった衣類や食器、その他の未使用品の提供を受けて、必要な市民に利用してもらう、あげます・もらいますコーナーや、常設型フリーマーケットであるラック de フリマの設置、夏祭り等で使用されるリユース食器事業、使わなくなったおもちゃの交換会も実施する、もったいないバザールなどを行っています。最も利用実績の多い、あげます・もらいますコーナーの昨年度の利用状況は、持込み品が2万点を超え、持ち帰り品も1万5,000点を超える実績がございました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。

くるくるプラザの、あげます・もらいますコーナーの利用状況は思いのほかよいと感じています。一方、くるくるプラザの立地が少し悪いとも思います。立地がよければ、もっと利用が増えると思います。一時的にでもよいので、交通のよい吹田市の施設内で出張版のあげます・もらいますコーナーを開催し、来てくれたお客様に、くるくるプラザでは毎日やってますよと、あげます・もらいますコーナーは毎日稼働中ですよと、ぜひ来てくださいねといったふうにPRをしてみてもどうでしょうか、御検討のほうよろしくお願いいたします。

最後に、本市におけるリサイクルについてお伺いします。

本市では、公園維持や道路維持で排出した剪定枝や落ち葉を焼却処分せずにチップ化や腐葉土化をし、

公園や自然路の舗装材として利用していますが、近年の状況はどのように推移しているかお答えください。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 土木部では、伐採樹木のチップ化を年間約10万から30万kg、落葉の腐葉土化は年間約1万kg程度行っております。その利用状況は、公園ではチップを散策路や植栽帯などの敷きならしに利用しており、街路樹分は少量であるためチップ材をチップ化業務受注者に引き取っていただいております。また、腐葉土化は公園分のみ行っておりますが、近年利用されておらずストックしている状態でございます。チップ、腐葉土ともに余剰状態であり、今後さらなる活用方法について検討が必要と考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。

相当量のチップと腐葉土を生成できているものと感じます。従来なら可燃ごみとして処分され、CO₂を増やしていたところですが、再利用の道筋をつくったすばらしい取組だと考えています。

そこで質問です。落ち葉の腐葉土化や剪定枝のチップ化は吹田市が行っているのでしょうか、それとも民間に委託しているのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 チップ化につきましては、民間事業者に委託しております。腐葉土化につきましては、苗圃管理業務の中で実施しており、一般社団法人に委託をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋治議員 御答弁ありがとうございます。

本市の都市公園の多くは地域ボランティアの清掃活動で、美化や維持管理が行われています。公園内に捨てられたごみの量よりも、落ち葉や枯れ葉の量は思いのほか多いです。また、落ち葉や枯れ草と一緒に公園内のごみを一緒にして大きなゴミ袋に入れ

て可燃物して回収することが多いです。一度吹田市のほうからボランティアの皆様に向けて、一般ごみと落ち葉・枯れ草を分けてもらうようお願いし、落ち葉の腐葉土化を広めてみたはいかがでしょうかと思いますが、理事者の御意見をお伺いします。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 先ほど御答弁いたしましたとおり、腐葉土については活用方法を検討していく課題がございます。また、腐葉土化を行うスペースについても一定の課題があると感じております。したがって、まずはこのような課題解決を進めた後に、御提案いただいた内容についても、その課題を含めた検討をしていくことになるかと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 24番 今西議員。

（24番今西議員登壇）

○24番 今西洋議員 御答弁ありがとうございます。

腐葉土に関しては、せっかくの生成物の利用が限定的ということですが、公園だけに使用するのではなく、市民の皆様を持ち帰りいただければいかがかと思います。現在、世界的に肥料の価格が高騰していますので、よい行政サービスになるかと思われます。あらかじめルールを決め、ルールを守っていただけの市民の皆様には、腐葉土だけではなく、伐採樹木のチップもお持ち帰りできるような制度の検討をお願いします。

以上で、私の個人質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 日本共産党の益田洋平です。個人質問を始めます。

ケアプランデータ連携システムの活用促進事業について伺います。

2023年度から、国が導入を促進してまいりました、2025年6月から1年間ライセンス料を無料とするフリーパスキャンペーンが実施されています。本市が補正予算850万円を確保し、ケアプランデータ連携システム（以下、連携システムと言います）の活用を促進しようとする理由は何か。得られる効果はどのようなものなのかお答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 ケアプランデータ連携システムにつきましては、これまで毎月紙で介護報酬請求に係る書類がやり取りされ、介護サービス事業所の負担の大きかったケアプラン情報を、オンラインで完結するシステムでございます。本システムによりケアプランを作成する居宅介護支援事業所、介護サービスを提供する居宅サービス事業所ともに事務負担軽減の効果が見込まれるため、活用を促進しようとするものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 将来的に給付適正化のツールとして使われるなどの懸念はあるとはいえ、業務負担の軽減が大いに期待できるものと考えております。しかし、普及しなければ意味がありません。これまで導入促進のために取組を進めてこられたことですが、現在、導入済みの事業所数をお答えください。また、多くの事業所が未導入となっている理由も併せてお示しください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 システム利用状況を公表している独立行政法人福祉医療機構のホームページでは、本市におきまして本システムを導入し利用している事業所数は、令和7年9月2日時点で50件でございます。多くの事業者で未導入となっている理由につきましては、システムを導入した場合のコスト削減やメリットが十分に周知されていないことや、メリットを理解しつつも、他事業所の導入状況を注視しているところによるものと考えています。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 本市がイニシアチブを発揮して、事業所と協力体制を構築しながら進めていく必要があると考えますが、御所見を伺います。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 事業所に対しましては、介護保険事業者連絡会や研修の場等で本事業を周知し、シ

ステム未導入の全事業所での活用を促進してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 本事業は、2023年から国が推進してきたものが普及しなかった、こういう経過があります。連携システム導入には手間がかかるともお聞きをしております。本年10月から事業周知を行い、2026年1月までに未導入となっている495事業所への導入を図ろうとされているわけですから、周知だけを行い、あとは事業所にお任せ状態と、こういうふうにならないようお願いをしておきます。

国は、介護現場の人手不足を念頭に置き、環境整備や負担軽減のため生産性向上の名の下に、ICT、テクノロジーの導入を推し進めています。連携システムもその一つです。その一方で、厚生労働省が公表した介護職員数の推移では、2023年10月1日時点の介護職員数が212.6万人で、前年より2.9万人減少をいたしました。介護保険制度が始まって以来、初めて減少に転じました。介護現場に見切りをつけ、他産業に流出する事態となっています。ついに介護崩壊が始まったとも言える、極めて深刻な事態ではないでしょうか。そんな状況であっても、介護現場では目の前の高齢者のケアは続きます。介護現場が共通して求めているのは、人手を増やすための施策ではないでしょうか。本市独自のさらなる取組を求めます。市長の見解を求めます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まず担当からお答えします。

介護人材の確保につきましては、介護サービスの需要の増加が見込まれる一方、サービスの担い手である現役世代が急減していくという厳しいフェーズに直面しておりますが、少しでも多くの人材が確保できるよう、介護業界への参入促進や人材の定着支援など、様々な取組を進めているところです。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 介護現場が厳しい状況になりつつあ

ることは認識をしているところです。ただいま部長からも答弁がありましたように、これは人手の減少と、いよいよ全ての団塊の世代が後期高齢者になれるというダブルの影響が既に始まっているということです。これは一定期間続きます。こうした国家的課題において、サービスを受ける高齢者のために、市としてできること、それをしっかりと模索してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 市長、御答弁ありがとうございました。

本当に認識はしていただいているということで、ゆゆしき事態だという認識では一致しているのかなというふうに思いますし、私も市の模索について、一緒に考えていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

訪問系介護サービス事業所の熱中症対策について伺います。

今年の夏も連日の猛暑日となりました。テレビでも、町なかでも、熱中症への注意喚起がされています。本年6月1日、労働安全衛生規則が改正されました。職場における熱中症対策の強化が義務づけられました。規則改正された理由とどのような熱中症対策強化が義務づけられたのか、御説明ください。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 今回の労働安全衛生規則の一部改正につきましては、職場における熱中症による労働災害がここ数年増加傾向にあり、初期症状の放置や対応の遅れによる死亡災害を減らすために、新たな規定が設けられたものでございます。この改正により、事業者には熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合に、その旨を報告させる体制の整備。熱中症発生時の症状悪化を防止するための手順の作成及びこれら体制や手順の関係者への周知が義務づけられました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 死亡事故を減らすための、熱中症を発生した後の対応について義務づけられたということであります。訪問系介護サービス職員は一人で対象者の自宅を訪問いたします。屋内では調理、洗濯、掃除、入浴介助、福祉用具の設置、屋外では買物やリハビリ等の業務があります。夏場は常に大粒の汗をかきながらの業務となります。冷房のない高齢者宅での業務も当然あるわけです。また、移動の多くは自転車やバイクであり、移動中も厳しい暑さにさらされることになります。訪問先で熱中症になった場合、またそのおそれがある場合、第三者が発見、報告することはできませんから、熱中症の予防対策が何より重要となってまいります。

そのため、ネッククーラーや空調服の着用、塩あめや水分補給用のドリンクの支給、熱中症指数が分かる測定器を所持するなどの対策を行っておられます。とりわけ訪問看護員は高齢の方が多く、このような環境整備は不可欠ではないでしょうか。

一方で、介護報酬削減や物価高の下、これに係る経費は事業所運営の大きな負担となります。東京都ではありますが、訪問系介護サービスの職員の暑さ対策を支援する事業が実施されています。猛暑の中、高齢者宅を訪問する職員の命と健康を守り、高齢者の暮らしを支えておられる事業所に対し支援を検討してはいかがでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 労働安全衛生規則の改正に伴い、職場の熱中症対策が義務化されたことから、各介護サービス事業所においても、暑さ対策に取り組まれていることと認識しています。事業所における義務的な経費の増加も踏まえた介護報酬の改定がなされるよう、国に対して要望してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 国に要望していただくことは大いに結構なことです。昨年4月から訪問介護事業所の基本報酬が削減されましたが、期中改定の動きはありません。来年も災害級の暑さと言われる酷暑がやってまいります。検討もしない、こんな冷たい

答弁でいいのでしょうか。人手不足の解消や定着支援になるこれらの支援について、十分検討していただくよう求めます。そして、介護現場で懸命に働く皆さんが報われるよう、市としての対応を改めて要望しておきます。

認知症施策について伺います。

9月は認知症月間です。今年のキャッチフレーズは、「あなたの地域で認知症とともにいきいきと暮らす」です。本市では、第9期健やか年輪プランに基づき、認知症施策に取り組まれています。現在の進捗状況と課題についてお示しください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 本市におきましては、第9期健やか年輪プランに基づき、認知症サポーター養成講座をはじめ、相談や居場所づくりを目的とした認知症カフェ、みまもりあいアプリを活用した認知症高齢者の見守りなど、様々な取組を進めております。今後、認知症リスクが高まる後期高齢者が増えることが見込まれる中で、社会全体で支えられるよう、新しい認知症観に関する正しい知識や理解の普及や地域での見守り、早期に適切な医療ケアにつなぐ仕組みづくりが喫緊の課題であると認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 古江台にあります大阪市立弘済院病院（以下、弘済院病院と言います）が2027年に大阪市住吉区に移転することが決まっています。弘済院病院は、大阪市指定の認知症疾患医療センターであるものの、長年吹田市内に住む多くの認知症の人と家族が治療や支援を受けてまいりました。現在も通院されている方がいらっしゃいます。

私の下に移転後の通院は難しい、吹田市内で継続して治療や支援を受けられる医療機関はあるのかなどの声が届いております。本年6月10日には、市長、市議会議長宛てに、安心して診断をしていただける本格的なものわすれ科のある、入院可能な公立施設の設置を求める陳情書が出されています。医療機関の充実や認知症サポート医との連携など、認知症の人が住み慣れた地域で安心して、状況に応じ適切な

医療が受けられるようにしなければなりません。

本市は弘済院病院の移転に伴う影響をどのように考えておられますか。市民の要望にどのように応じられるのか、御所見を伺います。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 まずは保健所から御答弁申し上げます。

大阪市立弘済院附属病院の移転に伴う影響につきましては、当該病院がこれまで担っていた役割を、近隣の医療機関で対応していく必要が生じるものと考えております。現在、当該病院におきましては、移転を見据えて丁寧に近隣の医療機関へ患者を紹介しているとお聞きしております。

市民からの入院可能な公立病院の設置の御要望に対しまして、入院による医療提供体制の構築は都道府県の地域医療構想により行われることとなっております。市としましては、地域医療構想の協議の機会において、引き続き府と連携し対応してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 次に、福祉部よりお答えいたします。

弘済院附属病院の移転につきましては、身近な場所に病院がなくなることから、一定、影響があるものと認識しております。認知症に係る受診に関しましては、吹田市医師会認知症初期集中支援チームと連携しながら、早期の受診につながるよう、あらゆる機会を通じて分かりやすい情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 よろしく願いをいたします。

大阪府による万博記念公園駅前地区周辺活性化事業についてお伺いをさせていただきます。

当該事業における本市の各条例手続の進捗状況について詳細にお示してください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 吹田市開発事業の手続等に

関する条例手続の状況につきましては、事業者が本年2月上旬から個別訪問や説明会にて関係住民に対して開発事業の説明を行いました。関係住民からは、大規模開発事業の構想について多くの意見書を頂いております。今後、事業者から環境まちづくり影響評価条例の手続に合わせ、本意見に対する見解書が示される予定となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 環境部から、環境まちづくり影響評価条例の手続の進捗状況について御答弁申し上げます。

事業者から、環境影響評価提案書が本年1月15日に提出され、意見交換会が2月15日及び16日に開催されました。また、環境影響評価審査会は第1回の全体会を3月10日に、第1回の交通部会を7月1日に、第2回の全体会を8月29日に開催をし、提案書に関する審査が現在も継続しております。なお、審査会議事録及び資料につきましては、全て本市ホームページにて掲載しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 続けて、本市が大阪府に出された2026年度当初予算に対する意見・要望の中で、当該事業において事業推進者の大阪府として、住民に対する丁寧な説明を行うよう求めておられます。当該事業は民間所有の土地を民間事業者によって開発するものではなく、大阪府行政の事業として、公有地の一部を売却してまで民間事業者に開発を任せようとするものであります。

大阪府から周辺住民への丁寧な説明と理解、納得が得られるよう努力されることは当然のことです。それがいまだにありません。それについて本市の御見解を伺います。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 大阪府に対しては、令和8年度（2026年度）大阪府当初予算に対する意見・要望の意見交換会の場や、個別協議の場において、周辺住民への丁寧な説明を行うよう求めてきたところ

です。引き続き事業推進者であり、かつ事業調整者である大阪府に対し、速やかに説明の場を設けるよう求めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 各条例に基づく手続は、粛々と進められています。一方で、大阪府による住民に対しての説明や意見交換等がないままです。吹田市が要望までしなければならないほどということになっています。当該事業について大阪府行政は、もはや機能不全を起こしているということなのでしょうか。このような状況で当該事業の手続が進められることに、多くの住民が納得していない、このことを申し上げておきます。

次に、当該事業で一旦計画から除外され、現在は空白地となっている①－b敷地保留地について伺います。

いまだに代替案は示されないままです。本年3月10日、当該事業の初めてとなる環境影響評価審査会で委員から、交通処理を考えるには場当たりの検討ではなくて、空白地となっている土地とか、あとは現在の万博公園駐車場の代替地の発生集中交通量を併せて検討する必要があると思います。ですので、これらの計画を提示していただかないと、妥当性の判断ができないとする意見が上がっております。

7月1日の交通部会では部会長から、やっぱり交通の計画を立てるときは、その都度やるのではなくて、将来をある程度見越してやったほうがいいと思っているとの意見が上がっております。最も重要な交通対策について、審査ができる前提にないということではないでしょうか。保留地の計画が明らかになった上で手続を行うべきではないでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 いわゆる保留地を含む審査会委員からの意見につきましては、現在、提案書の審査中であり、今後の審査会の中で事業者が回答を示され、審査が行われます。なお、本手続につきましては、保留地の計画が明確に示されていないことを理

由に手続を止めることができないことも踏まえ、審査会において適正に審査がなされていくものと認識いたしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 2月定例会の個人質問の繰り返しにはなるんですけども、住民は事業者から当初、当該事業一体の計画として整備を進めていくと説明を事業者から受けてきた経過があります。現在の計画になったことについて説明を受けていなければ、理解も納得もないまま進められるということになってしまいます。審査会でも妥当性が判断できないという意見が出ておりますので、一旦審査については保留すべきと改めて要望しておきます。

外周、外側の用地③となっている緑地帯ののり面の一部に、90万年前に大分県北部で起きた巨大噴火によって堆積したアズキ火山灰層が露頭している場所があります。後世に残すべき貴重な地質資料と言えると言われております。現在、万博記念公園事務所が管理し、フェンス越しに露頭部分を見ることができます。また、吹田地学会主催で、市民を対象とした見学会が行われ、多くの市民が参加されておられます。当該事業ではこの場所を売却し、マンションを建築しようとしています。市としてこの貴重な場所をそのままの形で残すよう、大阪府や事業者へ働きかけていただけないでしょうか、答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 当該地のアズキ火山灰層の露頭につきましては、市民の研究や学習の場として活用されていることは認識しております。火山灰層自体は市域の広範囲に展開しているものの、当該地だけが市内においてアズキ火山灰層を観察できる場所であることから、事業者に対し、保存を望む市民と十分協議をしていただくよう要請しており、引き続きその動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 結局ここでも事業者との協議となるわけですね。事業推進者は大阪府です。住民を置き去りにした丁寧さに欠ける開発行為と言わざるを得ません。その下で手続が粛々と進められていることを、周辺住民の皆さんが許容できるはずありません。市長をはじめ担当される職員の皆様には、そのことを十分御理解いただきまして、御対応いただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 吹田党の後藤でございます。質問をいたします。

地方独立行政法人市立吹田市民病院についてお聞きいたします。

報告第24号の地方独立行政法人市立吹田市民病院の経営状況などにもありますとおり、一定、報告書の形式と運営費負担金の取扱いが変更されました。質疑を重ねてきた者として、その対応を深く評価したいと思います。

ただ、運営費負担金の細かな計算方法などや、運営費負担金が市の税金で賄われていることを鑑みれば、もっと重点的に記述があってもいいのかと思いますので、まだ改善の余地があるのなら検討をお願いしたいと思います。

報告第24号の経営状況について所感をお聞きしたいと思います。

令和5年度の約14億円の赤字から、令和6年度の約4億円の赤字、累積赤字が約40億円となってきました。キャッシュも一時的かもしれませんが8億円ほど減らし、27億円程度になっております。公立病院は全国的にも赤字が多い中、吹田市民病院は赤字幅を減らして優秀だという見方もできるかもしれませんが、赤字には違いありませんし、結局、資金不足になったり、傾いた経営の責任が本市に降りかかってくるのは間違いありません。今後も資金不足になれば、本市からはまた市民病院への貸付をしたり、運営費負担金を増額したりといった対応でしのいでいくのでしょうか、今後の展望と所感をお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院の財務状況につきましては、昨今の物価高騰などの影響を受け、依然として厳しい状況にあり、今後も継続するものと認識いたしております。経営基盤の確立につきましては、一義的には独立した法人として、理事長のリーダーシップの下、安定的・効率的な病院運営に努めていただくことが前提となりますが、市といたしましても必要に応じて財政面を含めた支援を実施してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 財政的に支援をすると言われている以上は、経営に責任があるということかと思っておりますので、都合よく、時に市民病院が悪いと言ったり、市民病院の責任ですと言ったりすることのないように、一蓮託生だということを明言されたほうがいいかと思えます。

次に、旧市民病院跡地の売却についてお聞きいたします。

一体、いつどのように動くおつもりでしょうか。現在、鑑定評価は10億1,000万円で、本敷地南側の市道片山町21号線及び朝日が丘町12号線の拡幅整備や敷地の変更などが終わった時点で、再度、不動産鑑定をされるのでしょうか。全然見通しがないまま、あの広大な土地を何年もほったらかしにするのはいかがなものかと思えます。当然、市民病院側の責任もありますが、本市にも責任があるのではないのでしょうか。少しでも高くスムーズに売却できるように、市民病院側が解体工事や擁壁の工事ができるよう、資金を貸し付けるなど、本市の対応が必要ではないのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院の旧病院跡地の売却につきましては、東西道路の拡幅整備に伴い、公募に関する諸条件について関係部局と協議を重ねている状況でございます。建物の解体等に要する費用の貸付につきましては、同病院からの意向がない状況で検討はしてはおりませんが、できるだけ

早期かつ適切に売却が実現できるよう、引き続き同病院と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 先ほどの答弁で、財政的に支援をすると言っているのですから、できるだけ高く売れるように協力するのが本市のスタンスかと思えますので、病院だけに任せて安く売ってしまったと、吹田市は何をしていたのということにならないように、ぜひお願いしたいなと思います。

次に、今定例会の補正予算にも計上されている、一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団への運営負担金は、施設の老朽化や需要が減って経営がうまくいっていないので財政的に支援が必要な状況になっているのかと思います。本事業団の経営は、市民病院の位置が遠くなり、毎年の報告書を見ても需要や報酬は減ってきていますし、運営が行き詰まっているようにも感じます。この行き詰まっている状況は数年前に、私も職員に懸念をお伝えしております。もし今後も本事業が必要であったとしても、施設の老朽化などを考えれば、この場所に本当に必要なかどうかも含めて、今後の検討が必要ではないかと感じております。

なぜ本事業団の話をするかといいますと、本事業団の敷地と市民病院跡地は、JRの土地をまたいで近接しております。JRと交渉し、本事業団土地と合わせて売却や活用が考えられるのなら、市民病院跡地の売却は土地の整備だけを先行して行い、売却時期は再検討されるのも一つの方法かと思います。具体的な答弁は難しいかもしれませんが、JRと交渉していくことや、この市民病院跡地周辺も含めた土地活用を検討されるということに対する所見をお伺いしたいと思います。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 旧病院跡地と吹田市介護老人保健施設との一体的な土地活用につきましては、現時点で同施設が運営を継続していることから、隣接するJRの所有地も含めての具体的な検討は困難であると考えております。引き続き、旧病院跡地を

できるだけ早期に売却ができるよう、同病院と連携して進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 結果、ばらばらに売却するという未来があるのなら、今から時期をそろえられるように、また交渉する時間的な余裕もある時期だと思えますので、市が主導で動いたほうがいいとは思っております。行政は1年ずれても、ばらばらで売却してしまう傾向にありますので、そこは戦略的に動いてほしいと要望しておきます。

次に、近隣自治体との連携についてお聞きします。

本市の近隣自治体との連携は、これまで様々な形態で存在していました。人事交流や事業の連携、豊能広域こども急病センターや消防指令のような、1か所に集中させて分担金を負担するもの、金銭の絡むものやそうでないもの、1市同士や複数市との連携、いろいろなものが思い浮かびます。それもこれもその都度話が出てきて、その時代時代に決めた決め事みたいなものもあるかと思えますし、お互いさま精神で、一方が不利益になっていたとしてもほったらかしなんてこともあるかと思えます。

私は、これらの連携全てを整理して見直しをしようなどとは思いませんが、あまりに不均衡なものや、状況が変化したものは、今後、話し合いも必要になってくるものもあるかと思っております。

今回お聞きしたのが、地方独立行政法人市立吹田市民病院の負担金です。現在の健都に地方独立行政法人市立吹田市民病院が移転したときには議論があったかと思えますし、当時、私も発言していると思います。議論というのは、隣接している摂津市民の利用に関してでございます。

たしか吹田市民以外の方が利用される場合に負担が増えるものは限定されていたかと思えます。何が幾ら程度違うのかお答えください。全体の通院者、入院者、救急件数、こういったカテゴリーで、吹田市民と吹田市民以外での比率が、確定的な数字があればお示しください。吹田市民以外の市民負担がいいのか、行政同士で話し合って、行政の運営費負担

金などの名目がいいのか、他市の取扱いとは分かりませんが、どの程度利用者が発生したかで、何かしらの負担を求めるのは、何も悪いこととは思いません。そもそもの取決めや何か議論ができない過去の協議などが存在しているのなら、そちらも併せてお答えください。他の市民病院を保有している隣接自治体の負担の例などがあれば、そちらも併せてお答えください。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 初めに、市立吹田市民病院における市民と市民以外の患者負担額の違いにつきましては、入院時における有料室使用料が、市外在住者は市内在住者の1.5倍となります。その他では、分娩介助料が市外在住者は1万円の増額となります。

次に、昨年度の患者数のうち、市外の割合につきましては、外来延べ患者数20万5,468人のうち4万8,836人で約24%、入院延べ患者数12万2,447人のうち3万1,433人で約26%でございます。

これまでに他市と病院事業の負担に関する協議を行った経過はなく、近隣市におきましても負担事例はございません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 外来と入院の数字だけ頂きました。市外利用者のうちおよそ半分程度がお隣の市だということもお聞きしました。10%強の利用者が摂津市民かと思います。豊能広域こども急病センターなら10%強の利用者があれば、どの市も負担しているのかと思いますし、市民病院の名がつけば、所有している市だけが負担するということになるのかというふうに思います。互いに市民病院をお持ちの場合は、市同士ならお互いさまでいいかと思いますが、お持ちでない市は公共的な利益のある病院を使われるのなら、その市は多少の費用負担をされてもおかしな話ではないと思っています。現にインシヤル等ランニングのコストで、これまで100億円以上のお金が、税金が本市から投入されているわけがあります。今後も出し続けるわけです。気分よく御利用いただくためにも、少しの負担を求めているの

かなというふうに思いますし、言いにくいことかもしれませんが、市民の税金を使った病院でありますから、これは交渉されたいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、水道料金の改定についてお聞きいたします。

令和9年から水道料金の改定を考えておられると、以前の議会から答弁をされております。遅くとも令和9年という表現も使われているので、その時期よりも早いということもあり得るのかなと、答弁を聞きながら考えておりました。

水道料金のこれまでの値上げは、いつか値下げが訪れる期待を失わせるような値上げばかりだったのかと思いますので、値上げを反対されやすい傾向にあるのかなというふうに思っています。

例えば、令和8年度に値上げを実施すれば、値上げ幅が下がるのか、あるいは令和9年度の値上げ幅を少し大きくすれば、いずれ値下げの時期が訪れるのか、そういった自由度は水道部の提案に委ねられているのかなという部分もあるかと思っています。改定時期や値上げ幅や方法論について、考えがまとまっている部分をお答えください。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 これまで当市水道事業の基本計画であるすいすいビジョン2029のアップデートを図るため、今後10年間の施設整備計画や投資財政計画の策定に取り組んできており、現在、すいすいビジョン2035素案のパブリックコメントを実施しているところでございます。当該ビジョンに基づき事業を推進していくために、令和9年（2027年）には、料金改定が必要である状況に変わりはございません。

具体的な時期や改定率等の料金改定案につきましては、今後、水道事業経営審議会の諮問審議等の内容を踏まえながら検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 私は令和9年に値上げの必要性があるなら、令和8年にもその必要性はあるものだと思っていますし、世の中の物価、人件費などの

高騰を考えれば、水道の原価も相当上がっているものと思っています。できれば早め、早めの対応をしていく必要があると思っていますし、これまでの過去の値上げ幅の縮小が、現に今、これからの値上げ幅に影響を受けているというふうに思っていますので、ぜひ令和8年のしかるべき時期に、できるだけ早い早期に提案をいただきたいなというふうに思います。

次に、本市は水道事業について独立採算にこだわっている部分が強いのかなと感じております。その考えは否定するものではありませんが、市民病院にもその考えを持っていてほしかったなと思うと同時に、水道事業にだけ独立採算は、いかなる状況も求めるのはどうかというふうにも感じています。

私がシミュレーションしているわけではないので教えていただきたいんですが、総務省の通知を見ると、地方財政計画で地方公営企業に一般会計から繰り出して、基準どおりに行えば、地方交付税の対象になるようにも見えますが、どうなのでしょう。一般会計から繰り出さしたほうが得な場合も存在するのかも併せてお答えください。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 総務省の通知などによれば、地方公営企業の経営基盤強化のため、一般会計が水道管路耐震化事業の上積み事業に基準内繰出しを行ったときは、当該一般会計出資のための起債元利償還金について、その2分の1に対して普通交付税による措置がなされるものとされており。このため、水道事業会計におきましては、経営の独立性が確保されることを前提に、財源確保につながる有効な手段の一つとして、関係部署と協議をしているところですが、一般会計において総合的に判断されるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 今の答弁ですと、一般会計とトータルで見れば、・・な部分もあると。これまでもあったのかなというふうに思います。そこまで水道にまで独立採算にこだわるのも分かりにくい部分があるんですが、行政経営部の考え方によるもので

そういう結果になっているのかなというふうに思いますので、ぜひ今後も協議をいただきたいなと思います。

総務省からの通知は、繰出し基準の適用範囲も拡大してきてますし、これまで以上に活用が見込める部分もあるのかなと思いますので、かたくなな姿勢ではなくて柔軟に対応いただきたいと思いますし、水道部のほうからももっと強く行政経営部と協議されたいのかなというふうに思います。

私は、この一般会計からの繰出しをするから、水道料金の値上げは控えましようと言ってるわけではないので、水道料金は採算を取るために必要で、この一般会計からの繰出しは、管路整備など、特に急ぐものをさらに急いで整備するために必要だと思っていますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

令和2年度の水道料金の改定時には、水道料金が原価割れをしている価格帯が存在していたかと思います。様々な費用が増加している今、原価割れはどの程度になっているのか、変化があればその理由も併せてお答えください。大阪府下の水道料金なども料金改定のときには基準にしていたかと思いますが、現在の他市の状況はどうでしょうか。令和9年度に本市が値上げをしたとしても、それほど高い水準にはならないのでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 全体の約9割を占めるメーター口径20mmの使用において、1㎡当たりの水道料金が給水原価を下回る、いわゆる原価割れとなるのは、令和2年度（2020年度）末時点で約50%でしたが、令和6年度（2024年度）末時点では約70%に増加しており、その要因といたしましては、物価高騰による給水原価の上昇や、節水による少量使用者の増加などによるものと考えております。

また、本市の水道料金はメーター口径20mm、1か月当たりの使用料が20㎡の場合、令和6年度（2024年度）末時点で大阪府内33市の安いほうから19番目となっております。なお、昨今では全国的に水道料金値上げを実施する事業者が増えており、府内にお

いても4市が本年10月に料金値上げを予定されているところでございます。今後、ほかにも値上げを実施する事業体があるものと推察しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 多くの口径のところで原価割れが激しく起こっていることが分かりました。全く原価割れを起こすなという、またかなりの値上げになるのかなと思うんですが、福祉は福祉の分野がございまして、あまり意識することなく、独立採算という部分を堅持したいのであれば、それなりの値上げを、どの口径の部分に関しても必要かと思っておりますので、お願いいたします。

令和9年度の値上げは、全ての口径や使用量に比例させるのでしょうか。令和2年度の値上げのときは口径別や大口利用者などによって変えたりしてたかと思うんですが、今回の値上げの考え方はどういふものになるのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 これまでの料金体系におきましては、水需要の減少をはじめ、取り巻く環境の変化に対応し、健全経営を持続することなどを目的に、料金収入に占める基本料金割合の増加や逓増度の緩和等を段階的に実施してまいりました。今後の水道料金につきましても、引き続きこのような考え方を基本としながら、水道事業経営審議会の御意見等を踏まえつつ、公益社団法人日本水道協会が発行する水道料金算定要領などを参考に設定していくものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 8番 後藤議員。

（8番後藤議員登壇）

○8番 後藤恭平議員 今回の値上げで十分な値上げになるのか、いつかは値下げができる水準になるか分からないですが、私はこの水道料金のことで何度も何度も議会に提案されるのではなくて、毎年の予算決算で十分な議論ができていっていると思ってますので、できれば条例か何なのかいいか分からないですけど、数年に1度、定期的に値上げか値下げのそういった

システムのできるような形であってほしいなというふうに思っています。電気代とかは日であったりとか、時間帯において料金が変わったりするんで、水道料金って一律で、議会に諮ってという、何かよく市民からも分かりにくいシステムになっていると思いますので、ぜひまたそういう新しい技術を使って料金設定ができるような、毎度毎度議会で上げるか下げるかの議論が行われるようなことが続かないような検討もいただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 自民党吹田・無所属の会、白石です。よろしくお願いします。

まず、インフラ整備について伺います。

一言で老朽化だと言ってもいろんな状況が違っていると思います。まず、水道について。

以前からもよくセミナーなんか参加させてもらっているんですけども、水道事業の歴史はとても古くて、一説には水道は横浜から始まったとされているらしく、開港地で、港を開港して、疾病などは水で感染すると考えられ、パンデミックを起こさないために水をきれいにする必要があると、そういうふうと考えられたとのことでした。

水道事業ガイドラインによりますと、東京都と大阪市の比較で、給水拠点密度であるが、100㎥当たり、東京では平成23年度16.6か所に対して、大阪市は平成22年度で25.7か所となっており、その違いは土地の事情なんかもあると思うんですが、私の特に印象に残ったのが経年化管路率の違いでした。これは法定耐用年数を超えた管路率ですが、東京都のそれは平成21年度22%であるのに対して、大阪府は36.3%、ちなみに大阪市は52.3%と大きくかけ離れています。その考え方は、ぼちぼち寿命が来るから交換しようかと東京のほうは考え、大阪は使える分まで、管路は使えるだけ使おうと、こういう考えだろうと推測するんですけども、結果、費用対効果はそんなに変わらないという認識をしています。

質問です。北摂市において経年化管路率はどのようになっているか教えてください。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 北摂各市の経年化管路率は、令和5年度（2023年度）末時点で、豊中市は28.7%、池田市は50.5%、高槻市は19.7%、茨木市は21.3%、箕面市は42.5%、摂津市は50.2%、本市につきましては39.1%となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 今後の経年管対策の方針を教えてください。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 管路の更新につきましては、経年化率が高いことを認識しており、従来から年間8km、更新率1.2%を目標に、全国的に見ても高い水準で更新しているところでございます。また、更新路線の選定に当たりましては、漏水リスクや断水時の影響を考慮し、優先順位をつけて効果的に更新することにより、漏水事故の低減と被害の最小化を図っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 先日も小学校で漏水が起きてしまいました。吹田市内各所で排水管の漏れが起きています。私は起こさないのは不可能だと思っているんですけれども、もし起こってしまった場合の処理が重要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 排水管等の漏水発生時におきましては、直営による迅速な対応が可能となる体制を取っております。また、閉庁時には漏水の通報に備えて当直員を配置しており、緊急対応が必要な場合は、当直員からの連絡により職員を呼び出し、直ちに漏水修理を行っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 水道より大変なのが下水道だと思います。お聞きします。

八潮市の事故は記憶に新しいと思うんですけども、下水路の標準の耐用年数は50年だと聞いています。現場は使用開始から42年だったとのこと。あくまでも標準で、個別理由はあると思います。八潮市の場合は硫化水素で腐食の進行が速かったのではと報告が出ていたようですが、現場近くに暮らす人は、今後、数年影響を受けるようです。質問です。

吹田市でこのようなことを想定して、管の大きさを本管とか支管とかいうのがあると思うんですけども、下水道が一部使用ができなくなった場合の迂回路のようなものは、仕組みはあるんですか。もしなければ、このような下水道管の破損事故が起きた場合に、仮にどのように排水処理をするのか、また八潮市のような事故が起きないように、何か対策は取っているのでしょうか、お考えを伺います。

○矢野伸一郎議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 下水道管の迂回路の仕組みにつきましては、一部の路線において複数の管路が設置されている箇所もございますが、全ての下水道管路に対応したものではございません。緊急時には水中ポンプや強力吸引車による排水のほか、仮排水管の設置により機能確保に努めてまいります。

下水道管路の老朽化対策としましては、計画的に点検と調査を実施し、管路の状態把握に努めているところでございますが、埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没を踏まえ、国土交通省からの要請により、下水道管路の全国特別重点調査を行っており、劣化や破損等が確認された場合には、速やかに修繕や改築工事を実施してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 吹田市の道路・公園などのインフラ整備についてお聞きします。

吹田市の私、北部に住んでいるんですが、緑も多くて道路も広くてとても住みやすい所です。最近よく地域の方から言われるのが、公園の雑草の件であ

るとか、道路歩道から伸びてきた草とか枝とか、道路の凸凹とか、非常に大変多くなったと感じています。住民満足度の向上には欠かせない要因だと考えています。予算の関係でできる所、できてない所、都度説明しているんですが、住民の方からすれば、例えばここは府道であるとか、ここから市道であるとか、ここまでは水路、ここから河川だと理解はあまりされていないかと思います。

以前の質問でも、池田土木と茨木土木の管轄が違って、まだつながっていませんけど、矢羽根の件がありました。今回質問したいのは、市と府との情報関連の場合はその後どうなっているのか、また着手する順番とか期限とか、あるいは突発的なことも多いと思うんですが、作業に要する時間、優先順位など、取決めがあるなら教えてください。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 本市所管以外の要望や苦情を頂いた場合には、相手方にその管轄を伝えとともに、本市からも速やかに大阪府をはじめとした、その管理者に連絡を行うなど、積極的に情報の伝達と共有を図っているところでございます。

基本的に要望や苦情を受けた順番に着手するように準備を進めるものですが、最終的には緊急性や重要性、さらに予算や難易度などの実施可能性を含めて総合的に判断するものであり、応急的な対応も併せて市民の皆さんの安全性・利便性に極力支障が出ないように対応を行っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

(27番白石議員登壇)

○27番 白石 透議員 インフラに関連しまして、最後に副市長にお聞きします。

先日、建設環境委員会の行政視察の際に、以前、私もテレビで見たことがあったんですが、水道管なんかの漏水を衛星を使って調べることができるとか、その企業さんの役員さんも来られていたんですけど、また、これ私ごとになるんですが、ある会合の懇親会で2時間ぐらい意気投合しまして、福岡市の副市長さんといろんな話をしました。福岡の天神の再開発であるとか、福岡空港の滑走路増設、

もちろん吹田市のセールスもしてきましたが、1点、数年前に起きてしまった博多駅すぐ前の大きな通りが陥没した件で、私も知ってる場所ですけども、かなり大きな陥没ができたんですが、その後の復旧について聞いたところ、もともと原因が老朽とかではなくて地下鉄工事の影響で陥没したと。その陥没の復旧が1週間ぐらいで終わったということなんです。えっと思ったんですが、専門的なことはよく分かりませんが、地中に固まる凝固剤みたいなのを注入して、すぐ1週間ぐらいで陥没が修復できたということでした。その副市長さんが最後におっしゃったのが、博多の福岡の場合は、人と住民の生活が関わらなかったからですよと言われました、直接の影響がなかったということだと思っております。

今後も起きることを未然に防ぐことも重要ですけども、起きたときの対処も同じように重要であると考えています。この辺、吹田市も例外なく、常に想定しておく必要があると思いますけども、副市長に一言、今後の吹田市の在り方についてお聞きします。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 まず水道部より御答弁申し上げます。

水道管の破損による事故に対しまして、先ほど御答弁申し上げましたとおり、配水管の更新により事故の未然防止を図るとともに、24時間365日、事故の発生に備えているところでございます。今後も市民生活に不可欠な水道水を供給し続けるために、必要な体制の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 続きまして、土木部からも御答弁申し上げます。

工事等に起因した事故につきましては、その事業者が応急対応を含めて行うものですが、道路管理者として必要な判断を行うためには、状況把握のための情報収集と、市内部での情報共有が最も重要であると考えております。

吹田市では、災害対応も含め、情報収集や共有を積極的に行えるよう、システムや無線などの整備を行い、訓練を通じて日頃の備えを行っているところ

でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 下水道部からも御答弁申し上げます。

下水道管の応急復旧方法につきましては、下水道管路の大きさや場所によって大きく変わることから、発生時の対処など、復旧方法を事前に想定することは困難でございます。大規模な災害に備えた防災訓練や下水道管に起因する道路陥没など、24時間体制で緊急対応を行うことにより、緊急時での対応、経験を積み重ねることが大切だと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 お答えいたします。

水道部、土木部、下水道部、それぞれ担当部長から答弁のとおり、災害を未然に防ぐとともに、非常事態に迅速かつ適切に対処することが重要であると認識しております。そのためにも、より一層、技術職員の人材確保や技術力の向上に注力し、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 私、今後、このような事故とか整備必要事案、こんな多発すると思っているんですけども、特にインフラ整備に関わる部門の技術者を含めて人材確保が必要かと考えています。この点は要望しておきます。

次に、千里まちづくり指針についてお聞きします。

この指針はいつから内容、過去からの成果、例外があったか、今後の方針なんかを聞かせてください。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 千里ニュータウンのまちづくり指針は、良好な住環境の保全を目的として、平成16年（2004年）に策定したものであり、土地所有者や事業者、地域住民の協力の下、過去に容積率が不適合であった1期を除き、遵守されてきたものと認識しています。

指針は住民・事業者・行政が協同で取り組むガイ

ドラインであるため、今後とも地域との連携を密に図り、行政・住民の思いとして、事業者はもとより大規模な土地所有者への働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 一部、私もいろいろ耳に入ってくるんですが、指針を、強制力はないのはよく分かっているんですけども、それ以外一部行ってしまうと、またずるずると行くの、そこもすごい懸念があると思います。ぜひ市としては地域の言葉は代弁していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、北千里駅前再開発の進捗状況をお聞きします。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 北千里駅前の再整備の進捗状況につきましては、令和7年（2025年）3月15日に、第8回北千里駅前まちづくり意見交換会を開催し、整備予定の公益施設について、地域住民の皆様が思い描く施設イメージを確認いたしました。また、環境影響評価提案書に係る意見交換会を6月20日、21日に実施した後、8月1日に環境影響評価審査会に諮問いたしました。引き続き当該事業の環境影響評価や都市計画決定の手続を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

（27番白石議員登壇）

○27番 白石 透議員 最近、東京の中野サンプラザというところが建て替えが白紙に戻ったり、あるいは御存じだと思う、風力発電の大手の事業者、商社が撤退したとかいろいろあって、これ人件費の高騰であるとか、資材の高騰だと思います。北千里駅前もその辺、影響がどのくらいあるか分かりませんが、ぜひあそこは老朽化による対策、これがメインなんで、ぜひとも今後、情報交換のほう、情報の提供のほう、よろしく願いしておきます。

最後になりますが、吹田市の保有有価証券についてお聞きします。

9月4日付の新聞から、世界の債権市場で長い年限の金利上昇が進んでいるというような記事がありました。イギリスでは30年債の、30年物ですが、30年満期の利回りが27年ぶりの水準をつけたとか、アメリカも5%の大体に接近、日本も過去最高を更新したとのこと。政治の混乱などから、長い年限の入札の見送り、日本が今後の金利の上昇気配など、要因は様々あるかと思いますが、吹田市の保有有価証券についてお聞きします。

最近、一部の金融機関で国債を大量保有しているために評価損が膨らみ、財務内容が悪化したとの報道を見ました。吹田市の現在保有の国債、地方債の残存期間など、集計できる範囲で結構なので、長期債の入札見送りや金利上昇による債権価格の下落で、評価損益などはどのようになっているのでしょうか。

○矢野伸一郎議長 会計管理者。

○伊藤さおり会計管理者 本市が保有しております国債及び地方債の銘柄は、令和7年8月末現在、水道部を含めまして国債が5銘柄、地方債は神奈川県公募公債のほか48銘柄を保有しており、額面金額は合計約280億円でございます。残存期間は最短では今年度満期を迎えるものから、最長10年間のものまでございます。

本市では、債券を購入する際は、満期保有を原則としておりますことから、時価の変動を反映した評価損益は計上しておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 27番 白石議員。

(27番白石議員登壇)

○27番 白石 透議員 既発債を購入して償還まで持つということで、大変固いと思います。

以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 議事の都合上、午後1時10分まで休憩いたします。

(午後0時5分 休憩)

(午後1時10分 再開)

○村口久美子副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。13番 後藤議員。

(13番後藤議員登壇)

○13番 後藤久美子議員 大阪維新の会、後藤久美子です。

発言通告書に基づきまして質問をいたします。

まず、教職員の働き方改革につきましてお伺いいたします。

現場では、定時の前倒し出勤と長時間の在校などが常態化しているとの声が相次いでおります。国は平成31年(2019年)令和元年に、在校などの時間の上限目安を月45時間、年360時間以内と示し、各教育委員会に実効ある削減を求めています。さらに、今年令和7年(2025年)の教員給与特別措置法改正により、調整額引上げに加え、教員の残業時間を令和11年度(2029年度)までに月平均30時間程度に削減するという目標が明記されております。本市としましても、数値目標と運用の両輪で現場負担を減らす局面だと認識しておられるかと存じます。

本市の教職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとされておりますが、実際には門が開く午前8時前からの出勤や、午後5時を超える勤務が常態化しております。近隣の箕面市では、午前8時15分から午後4時45分と定められておりますけれども、大阪府内の多くの自治体が本市と同様の状況にあると伺っております。

本市は人事権移譲を訴えている立場でもありますので、勤務時間ルールの整理と明文化について、早期に御検討いただきたいと考えます。教育長の御見解を伺います。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

本市では、大阪府職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び吹田市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定により、教職員の勤務時間の割り振りは午前8時30分から午後5時までの7時間45分とし、吹田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要領に基づき、適切に管理を行っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当から御答弁させていただきまして、教職員の勤務時間につきましては、大阪府の条例及び本市の規則により定めております。勤務時間外での勤務が生じない教育活動や取組が働き方の基本であり、引き続き教員の働き方改革推進プランの取組を進め、心身に余裕を持って充実して働ける環境整備に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 環境整備に努めていかれるということで、教育長から御答弁いただきました。ありがとうございます。

この7時間45分というのは45分の休憩時間は含まれていないということだと思いますけれども、実態に沿った勤務時間の設定でなくても、規定された割り振りに実態を合わせていくことも、一つの選択肢ではないかと考えます。

多くの学校では、8時20分までの登校を推奨され、教職員も登校時間に合わせて待機されておられるのが実態です。しかし、今の子供たちは塾や家庭の事情で就寝が遅くなる傾向があり、睡眠不足や生活リズムの乱れが不登校のリスク要因とも言われています。生活は昔と大きく変わっているのに、登校時間は昔のまま据え置かれている。子供たちにとっては10分でも多く眠れることが、心身の安定につながるかもしれません。教職員の働き方改革と子供たちの生活実態、その両方を踏まえた時間の整理を、ぜひ御検討いただきたいと要望いたします。

続きまして、校舎改修と職業環境改善につきまして質問いたします。

教職員の働き方改革を考える上で欠かせないのは、勤務時間や業務量の調整だけではございません。教員は子供たちと同じく、1日の大半を学校で過ごしております。そのため、学校施設は単なる職場ではなく、まさにライフスタイルそのものとも言える空間です。校舎の改修や設備改善は、子供たちの学習環境だけでなく、教職員の心身の負担軽減と働きやすさを支える重要な要素と言えるでしょう。

現在、トイレや更衣室の改修を段階的に進められ

ておりますが、現場の声として実際に先生方からは、ただ壁や床をきれいにしても、実際の働きやすさにはつながらないという御指摘がございます。

例えば、例えば更衣室に水道管が通っているなら、簡易でもシャワー室を設置といった改善が求められております。現場目線のニーズに対し、どのようにヒアリングをし、反映する仕組みになっているのかお示してください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 教職員の働く環境に関しましては、日々の学校からの要望や職員団体からの要望事項など、様々な機会において多くの要望を頂いているところでございます。頂いた要望につきましては、限られた予算の中で優先順位を見極めながら取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 どうぞよろしくお願いいたします。

さらに、本市では令和6年度（2024年度）より、中学校でプール清掃を外部委託されており、現場の負担軽減という観点として大きな前進と言えます。一方、小学校でも外部委託を御希望されるお声を頂きました。現時点での中学校での委託の実施状況や効果、今後、小学校への拡大を御検討されておられればお聞かせください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 令和6年度（2024年度）に中学校においてプール清掃の委託を実施いたしました。昨年度行ったアンケートにおいては、清掃に使っていた時間を授業の準備に充てることができたなど、おおむね高評価を得ていることから、今年度も引き続き実施しております。

学校のプール清掃は、教員の負担軽減に資する取組であることから、小学校への拡充につきましても、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 御答弁ありがとうございます。

学校開放事業のシステム導入について質問をいたします。

学校の体育館や教室などを地域に開放する学校開放事業は、市民の皆様のスポーツや文化活動、青少年健全育成の場として長年活用されてまいりました。本市にとりましても、地域と学校をつなぐ大切な取組でございます。特に青少年対策委員会による学校開放は、平成14年度（2002年度）に完全週休二日制の導入を背景に始まり、当時は土曜日の子供の居場所づくりという時代の要請に応じたものでした。

しかし、現在、子供たちの生活スタイルの多様化、教職員の働き方改革の必要性、そしてデジタル化の進展など状況は大きく変化しております。同じ学校開放事業という名称で、文化スポーツ推進室所管分と青少年対策室所管分の二つの制度が併存していることが、二重構造だとの声もございます。今このタイミングで改めて検証の必要性があると考えます。

初めに、文化スポーツ推進室所管の学校開放事業の予約管理システム導入につきまして、今後の計画をお聞かせください。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 吹田市学校施設予約管理システム導入の今後の計画につきましては、令和8年（2026年）1月の稼働に向けて、本年11月から学校関係者及び地域団体等に、当該システムの取扱いに関する研修を行う予定でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 続きまして、青少年室所管の学校開放事業につきまして、近年の利用率や参加人数をどのように把握されておられるのか。また、当初の目的であった土曜日の子供の居場所づくりという役割を今も果たしていると考えておられるのか、お聞かせ願います。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 学校開放事業の実施状況につきましては、地区青少年対策委員会から提出され

る事業報告書により把握しております。昨年度は1地区当たり月平均で約3回実施されており、1回当たり30名程度の参加となっており、現在も変わらず、子供たちが安心して遊べる居場所となっているものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 これ35地区あるうちの30名程度というふうに、平均してっておっしゃられているんですけども、多分、学校に、校区によって様々で、もちろん6人とか、そういったことも聞いておりますので、そのあたりはちょっといろいろなところがあるのかなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

地区青少年健全育成事業補助金につきまして、その趣旨と目的についてお示しをいただきたいと思えます。あわせて交付要件が学校開放事業の実施とされている理由もお示しください。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 地区青少年健全育成事業補助金につきましては、地区の子供たちは地域で守り育てるという趣旨の下、各地区青少年対策委員会が実施する青少年健全育成等の事業に対し、補助金を交付しているものでございます。

なお、学校開放事業につきましては、子供たちの居場所をつくるものであり、本補助金の対象事業のうち重要な位置づけとなることから、実施を交付要件にしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 当時の社会状況と今は大きく変わっております。地域によっては、補助金のために学校開放を続けざるを得ない。返金を避けるために使い切ろうとするという制度上の制約から生じる状況も見られます。地域の活性化に大切な活動資金であることは十分理解しておりますが、制度の趣旨が今の時代に合っているのかどうか、市全体での検証が必要だと思われます。

また、補助金の使い道や配分は、市民から極めて分かりにくく、多くの方に十分伝わっていないのが現状です。見える化を進めて透明性を高めるとともに、既に始まっている習い事助成なども参考に、所得制限の引上げや撤廃、学童への支援の拡充など、子供たちの健全育成に直結する制度へと再構築いただくことも視野に入れていただきますよう、強く要望いたします。

続きまして、放課後児童クラブ（学童保育）につきまして御質問いたします。

放課後児童クラブは共働き家庭を支える大切な制度であり、小学1、2年生の低学年の子供たちにとっては、安心して過ごせる居場所として欠かせません。また、国は小6までを対象としておりますが、本市では小4までを基本対象としております。

本市は、国より対象学年を絞っているにもかかわらず、今後5年間で1,000人規模の入室希望者が増えるとの推計を出しておられます。もちろん前提として、障がいのあるお子様や御家庭の事情で支援が欠かせない子供たちを、学年にかかわらず受け入れるのは当然です。その上で学年や状況に応じての利用については実態を見極め、見直しが必要な側面もあるのではないのでしょうか。

子供たちは大人の管理下にあるだけで育つものではございません。高学年になるにつれ、友達との遊びや習い事、自主学習など、自然な自立から学ぶ経験こそ、生きる力や考える力を育むものです。

しかし、現状は待機児童対策に対し、利用を増やす工夫、プレハブ増築などがどんどん進められており、建設費や整備費、建てた後の光熱費や修繕費といった維持管理費は、市の大きな財政負担となっております。入室希望児童数が1,000人ほど増えるという推計はどのような基準で算出されたのでしょうか。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 留守家庭児童育成室の入室希望児童数の推計につきましては、1年生は小学校区ごとに分けた1歳から5歳までの保育利用人数と、過去3年間の育成室への入室率を、2年生から4年生は過去3年間の育成室利用の継続率をそれぞれ勘

案して算出しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 例えば、5年前から現在までの経費を比較したらどの程度になりますでしょうか。また、今後の推計に基づく必要額をどのように見込んでおられるのかお聞かせください。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 過去5年間の留守家庭児童育成費の推移につきましては、決算額ベースで比較しますと、令和2年度（2020年度）では約13億9,400万円、令和6年度（2024年度）決算見込額では約24億2,000万円となっており、約1.7倍に増加しております。

次に、現在の入室児童数推計に基づく今後の必要経費につきましては、令和6年度（2024年度）の決算見込額をベースに試算しますと、令和12年度（2030年度）には約31億円になると見込んでおります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 令和12年度には学童関連費用だけで31億円。例えば、イメージとして吹田市の歳入はおよそ1,600億円規模ですけれども、そのうち全体の約2%近くを占める見通しと捉えております。

学童は特に1、2年生にとって欠かせない支援であり、削るべきものではございません。だからこそ少子化の中で費用が増え続ける現状を見据え、いかに持続可能に確保していくかですし、市の直営や委託だけに頼らず、多様な主体との連携、そして家庭の状況に応じた柔軟な支援の工夫など、将来を見据えた学童の在り方をぜひ御検討いただきたいと思います。

学年や状況に応じて利用が減る実態を踏まえ、利用年齢や利用料金など柔軟な見直しも必要ではないかと思います。本市としてこれまでどおり増やす工夫だけに偏るのか、それとも増やす工夫と見直す工

夫の両面から持続可能な制度設計を考えていかれる御予定か、市長の御見解を伺います。

○村口久美子副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 まずは担当より答弁申し上げます。

本市では、これまで委託の拡大による指導員の確保や、増築等により増大する入室希望児童数に対応してまいりましたが、実施場所の確保や委託事業者を含めて、必要な人材の確保が難しい状況となっております。今後につきましても、様々な手法によって児童の受入れに努めてまいりますが、将来にわたって持続可能な事業となるよう、実情に応じた見直しの検討も必要であると考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 担当から御答弁をさせていただきましたが、御意見のとおり、社会状況に応じた持続可能な制度設計により進める必要があります。ただ、社会状況に応じるタイミングなんですけど、やはり大きな取組をする場合は、どうしても後手に回ります。行政の宿命でもあるんですけども、なるべく後手に回らないように、子供たちの居場所づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 なるべく後手に回らないようにというふうな対応で市長から御答弁いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

万博記念公園を活用した吹田市の魅力発信について伺いをいたします。

現在、大阪・関西万博が開催されておりますが、いよいよ来月10月に閉幕を迎えます。この万博を契機に、本市はどのようにレガシーを残し、未来へつなげていかれるのかを問います。

吹田市の大きな観光資源の一つである万博記念公園は、大阪府が所管し、指定管理者によって運営されております。しかし、立地上は本市にあり、市民にとっても身近であると同時に、市外から訪れる

人々にとって吹田の顔となる場所です。

先月8月27日、太陽の塔は正式に国の重要文化財に指定されました。文化的・歴史的価値を国からも認められた誇るべき存在です。さらに、来年令和8年（2026年）1月から3月に、夢洲からミyakミyakのモニュメントが万博記念公園にやってきます。全国的に注目されるシンボルが、一時的とはいえ、吹田に集うこの機会を、市として何も検討しないのはあまりにももったいなく、せっかくの契機を市民の誇りと未来の資産へつなげていただきたいと存じます。

例えば、吹田らしい魅力発信として、吹田市の広報やSNSで太陽の塔とミyakミyakという万博レガシーを特集し、子供たちの絵や写真コンテスト、誇れよ吹田ハッシュタグキャンペーンのようなインスタグラムを利用した市民参加型の魅力発信につなげることや、来園時に吹田の魅力を感じていただけるよう、商工業や観光と連動した取組を仕掛けるなど、本市として独自の観点を形にし、市民の期待にぜひお応えいただきたいと存じます。

そこで市長に伺います。改めて万博記念公園内に位置する太陽の塔が、国の重要文化財に指定されたことを受け、恒久的な文化資産として今後どのように魅力発信に生かしていくお考えでしょうか。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

太陽の塔が国の重要文化財に指定されたことは、大変喜ばしいことと考えており、今後さらに様々な媒体を活用して、本市の魅力として発信いたします。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 太陽の塔が重要文化財に指定をされました日に知らせを受け、正直、ようやく認められたかとうれしく感じました。我々は身近に感じていますが、遠方から来られる方々にとっては、驚きと感動、そしてインスタ映えする像として受け止められていることを感じます。私は、70年万博の開催地

として、他に誇るべき市のシンボル、ランドマークだと受け取っております。今後もあらゆる媒体により、その魅力を発信をしまいいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 ありがとうございます。

我々議員一同も、市長に負けないぐらい魅力発信していきたいと思っております。

先日、太陽の塔でのウェディングフォトなど、一部の商業撮影が解禁されるという報道を目にしました。以前は著作権上の判断から撮影NGとされてまいりましたが、国の重要文化財の指定が決まったことで緩和を求める声が上がリ、太陽の塔が建つ万博記念公園が条件つきで運用ルールを見直すといった内容です。

太陽の塔や万博記念公園における撮影、利用ルールについて、報道ベースの情報が先行しがちです。現行の公式運用、例えば園内でのロケ、商用撮影は原則許可制、太陽の塔内部の商用利用は不可など、緩和された内容について把握されておられることがありましたらお教え願います。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 太陽の塔の商用撮影につきましては、事前に万博記念公園の管理者の許可を受けた上で、ウェディングフォトなどの個人の記念とするための写真や、動画の背景とする場合のみ可能になったと伺っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 教えていただきありがとうございます。

また、それぞれに確認はされるかなとは思いますが、商用利用をされるという方がいらっしゃいましたら、御案内の参考にさせていただきたいと思います。

期間限定で設置される予定のミyakumiyakuのモニュメントを、市民の皆様や来園者の関心を集める契機として、どのように生かしていけるのか。本市

独自の発信や企画を御検討されていらっしゃるのでしょうか。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。2915

○脇寺一郎都市魅力部長 ミyakumiyakuモニュメントの設置につきましては、大阪府が企画しているものであり、今後、企画内容の詳細を確認した上で、広報等への協力を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 どうぞよろしくお願いいたします。

大阪・関西万博閉幕後の資材リユースについて伺いいたします。

協会の万博サーキュラーマーケット、通称ミyakumiyaku市！などの公募が段階的に実施されております。万博記念公園と連動した活用を見据え、本市は何らかの御検討や応募を行われたのでしょうか。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 万博サーキュラーマーケット、ミyakumiyaku市！につきましては、公募情報の確認はしていましたが、応募には至っておりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 大屋根リング木材など、自治体向け公募が既に終了した案件もございますけれども、応募に至らなかった理由は何でしょうか。パビリオン施設移築、そして什器備品などの譲渡可能枠がございますが、大阪府の管理であったとしても、本市として万博記念公園内に置ける魅力発信に資するものであれば、今からでも積極的に応募されてはいかがでしょうか。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 応募に至らなかった理由につきましては、本市における建材等の活用に係る明確な目的が見いだせなかったことによるものでございます。

万博記念公園へのパビリオン施設の移築等に係る応募につきましては、当該公園を所管する大阪府が

判断されるものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 施設費用が自治体負担であること。万博記念公園が府の管轄であることは承知しております。市民の目に届く場所、例えば駅や地域の公園に少しでもレガシーを残すことができれば、費用以上の価値があると感じます。

また、今月21日に初めて開催される吹田クロス万博のように、万博を契機に新たなイベントも生まれております。こうした取組を一過性で終わらせず、万博記念公園やシティプロモーションと結びつけ、継続的な発信につなげていただきたいと要望し、以上で質問を終わります。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 大阪維新の会、江口です。

昨日の代表質問では、公共施設の在り方であったり、あと令和6年度の決算見込みの話であったりと、市の財政運営に関わるような話が續いておりまして、非常に議会が危機感を持っているのじゃないのかというふうに感じてます。そんな中、昨日、市長の答弁にはありましたが、このまま総合計画を進めても大丈夫とも取れるような内容で、楽観視されているのではないかと思慮しています。令和6年度の決算見込みで、単年度収支は赤字、財政調整基金も切崩し、これが續いている中で財政運営は非常に注目しなければならなくて、今回、上げられてます議案に対して、財政運営の観点から質問したいと思います。

地方独立行政法人吹田市民病院の経営についてから質問です。

令和6年度の予算では3,400万円の黒字を見込んでいたものの、4億4,300万円の赤字。繰り越された欠損金は40億8,100万円となりました。繰越欠損金は年々増額し続けています。令和5年度は予算では9,400万円の赤字を見込み、結果、14億3,400万円の赤字であったことから見ると、予算と決算の数字が大きく乖離していると思います。令和7年度の予算は4,800万円の黒字を見込んだ経営計画ではござ

いますが、もう懸念を抱かざるを得ません。計画には毎年度経営基盤を確立するため、経営コンサルタントや公認会計士の助言を積極的に取り入れていくと記載されていますが、この結果を踏まえると、とても不安です。これまで目標を達成できなかったにもかかわらず、本市が令和7年度の経営計画を信じるに足る具体的な根拠を述べてください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院の年度計画における収支計画につきましては、中期計画の実現に向けて作成されております。予算と決算に乖離が生じた主な要因といたしましては、昨今の物価高騰の影響や病床料率の伸び悩みにより、入院収益が当初の想定を下回ったことによるものです。近隣病院も同様に厳しい経営状況にあることをお聞きしている中で、手術件数の増加や診療単価の向上により、医業収益は前年度より改善が見られることから、引き続き近隣医療機関との連携による患者数の確保をはじめとした実効性のある収益確保の取組を求めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 市としては近隣と比べたら悪くはなっていないというのが理由ということなんです。具体的な数字ではなく、非常に不安です。経営計画においては、病床利用率が問題になってくるかなと思います。病床利用率について、令和4年度は目標90%に対し、実績は68.7%。令和5年度は、目標90%に対し、実績は72.7%。そして、令和6年度は目標90%に対し、実績は77.8%と結果が伴っておりません。にもかかわらず、令和7年度の計画にも再度90%を目標にしています。計画に二次救急医療機関として、可能な限り救急患者を断ることなく受け入れることや、地域のかかりつけ医等からのスムーズな紹介患者の受入れによる新規入院患者の確保による利用率の向上に努めると記載がありますが、利用率が目標ほど伸びていません。確かに救急搬送入院件数や紹介件数というのは増加は見てとれますが、毎年度高い目標を設定するほどの根拠に至って

ない数字です。計画そのものの考えが甘いのか、目標を達成するよう病院が努めていないのか、市の見解をお示しください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 病床利用率につきましては、過去の実績や必要となる収益を見込んで設定しているとお聞きしております。近年では主に新型コロナウイルス感染症の影響から目標値に至っていない状況が続いておりましたが、救急搬送患者の受入れ強化や近隣医療機関の連携による紹介患者の確保等の取組により、入院患者が増加しており、厳しい情勢の中でも一定の改善傾向にあるものと評価しております。引き続き目標達成に向けた実効性のある取組の実施を求めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 目標90%は、必要となる収益の見込みというラインで考えられているのだと思うんですけど、本当に達成できるのかというのは、しっかりと見ていかなければなりません。

先ほどの救急のお話なんですけど、そこについて質問です。時間外救急車搬送受入れ率について質問します。

救急医療の時間外救急搬送受入れ率は、令和6年度目標80%に対して、実績68.1%。遡ると令和5年度、目標80%に対して、実績71.9%。令和4年度、目標80%に対して、実績59.4%。本市が作成する市民病院の業務実績評価結果報告書、議案書138ページからあるんですけど、これでは市は大項目、A評価をつけています。全体評価に当たっての意見にあっては、救急医療、二次救急病院として必要な受入れを行えるよう維持・確保に努めるよう指摘をしていますが、救急医療は市民病院として担うべき医療として不採算医療、政策医療、地域に不足している医療に属しており、公益性が非常に高いことから、本市から市民病院にまきに求めていかなければならないものだと思います。より厳しく評価、指摘をし、時間外救急搬送受入れ率をより向上させるように努めるべきではないでしょうか。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 救急医療につきましては、市立病院が担うべき地域に必要とされる医療の一つであると認識しております。これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、救急搬送の受入れが困難な状況の中におきましても、適切な応需体制の確保を求めてまいりました。コロナ禍から通常の診療体制に移る中で、目標値には至っておりませんが、受入れ率や件数は大きく増加しており、引き続き二次救急医療機関として適切な対応を求めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 ぜひとも対応を求めていくことをお願いします。この理事長のメッセージでは、救急医療や小児・周産期医療、災害医療、難病医療など、民間の医療機関だけでは対応が難しい不採算医療や政策医療、地域に不足している医療の提供をするのが使命であると記載をされています。理事長をはじめ、病院の関係者の皆様が職責と倫理観を持って仕事をされていること、本当に感謝している次第です。

また、医療現場の働き方改革であったり、人材確保ですね、育成の問題であったり、この物価高だったり、医療機器の高騰であったりとする中で、地域のために目指していただけることは本当に感謝するんですけど、一方で、市からの運営負担金が出ているのも事実です。市民のための病院として、なかなか地域が担えないようなところにこそ、できる限り力を入れていただき、救急の増加だったりとか、受入れの対応であったりとか、その上で経営もしっかりと回していただけるよう、経営をしていただけるようお願いをいたします。しっかり市としても見ていただきたいと思います。

次に移ります。指定管理者公募に係る限度額について。

今回、議案で提案されました補正予算について、武道館と総合運動場の指定管理委託料の限度額が、応募者なしを理由に、合計で約1億7,000万円も引

き上げられています、5年間なんですけど。担当者の説明では、事業者からのヒアリング結果を加味し、総合的に判断したとのことでしたが、この事実関係を明確にしたいです。

今回の約1億7,000万円という増額分の積算根拠について、ヒアリング結果だけでなく、本市としてどのような客観的な基準やデータに基づいた算出したのか、大きな要因と推測される人件費について、本市の公式な算定基準等あれば、その内訳も示してください。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 武道館及び総合運動場の指定管理委託料に係る債務負担行為限度額につきましては、当初、現指定管理者の最終年度の当該委託料を基に算出しておりましたが、指定管理業務における収支状況を鑑み、改めて直近の当該業務に係る経費の実績額や事業者からの見積り等を基に算出したものでございます。

また、人件費の算出に当たりましては、令和4年から令和7年までの大阪府の最低賃金の平均上昇率を踏まえ、毎年4.8%の上昇を見込んでおります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 上昇理由あるんですけど、人件費の算出については、令和4年度から令和7年度まで平均で4.7%の上昇ということなんですけど、実際1年ずつ見ていくと、例えば令和3年から4年には3.1%、令和4年から5年には4.0%、その次、4.7%、5.6%という上昇率が、幅もですし、毎回上がっている状況で、こういったのも実際分かるのかなと、社会情勢によって変わっていくんだろうなと思っています。だからこそ担当の部署はすごい厳しい、難しい判断に迫られたのではないかなと思います。

今回の現行制度での問題で、言い値にも近いようなもので数字が決まったのではないかなというふうにも思っておりまして、市民生活であったり、市民サービスに直結するようなこのような事業、本当に稼働してもらいたい意思は強いんですが、一方で、公平性・透明性の観点から、このままでいいのかと

いうのはしっかりと見ていかないといけません。これでは事業者の言い値で決まってしまうという懸念も払拭されません。

本市の指定管理者制度ガイドラインを見ても、このような物価高騰時の具体的な算定ルールは定められておりません。主管であります行政経営部に伺います。

今回の原因となっている人件費について、現状の算定ルールをお示してください。現在のような物価高騰、賃金上昇などの社会情勢が見通せないときの具体的な算定ルールは定められていませんか。

また、今回の不透明な限度額の決め方を今後も全ての施設で続けていくのか、財政規律を重んじる副市長の認識を問います。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

指定管理料の限度額につきましては、選定を行う年度の予算において、債務負担行為を設定しておく必要がございますため、通常、その前年に各担当部局が、指定期間における物価高騰や賃金上昇を見込みつつ、事業者の見積りも参考にしながら積算をいたしております。

施設ごとの特性や指定管理者に求める業務範囲、想定する人員体制等は多様でございますことから、人件費を含む積算に統一的なルールを定めることは考えておりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 担当から御答弁させていただきましており、社会情勢が見通せないからこそ、一律の算定にはなじまないと考えておりますが、今後とも適切かつ厳格な予算査定には努めなければならないと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 強い意思を聞いたところでございますが、本当に統一的なルールがない以上、今回のような担当所管の限度額の設定、苦慮された

この背景に、この重要な財政判断ですね、ルールがないまま部署の裁量に委ねていいのかというのは、まだ疑問が残ります。他の部署でも同一の事態が起こり得ます。施設ごとに判断も異なれば、事業者の公平・不公平にもつながるかと思えます。

指定管理料の限度額を設定するという決定権にあつては、最終的に個々の担当部署にあるということでは間違いないでしょうか。市の財政規律をつかさどる行政経営部などが一元的に管理をし、その責任を持つべきではないか、主管部の答弁を求めます。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 指定管理料の限度額につきましても、委託料などほかの予算と同様に、各施設の設置目的や事業内容に応じて、担当部局で積算を行い、行政経営部において査定や調整を行い、最終的な予算案として計上をしているものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 最終的には予算案として提案されるということですので、議会としてもしっかりと間違いのないか、確認を委員会などだけにとらわれず、しっかりと調べて正しい判断をできるようにと臨んでいきたいと思えます。

個人的には、この市のガバナンスについて公平で透明なルールを確立するべきというのは、先ほどのここまでの質問であるのですが、公共工事で採用されるようなスライド条項の考え方なども導入し、客観的に経済指標に基づいて、人件費などの算定するルールを設けるのも方法の一つではないでしょうか。主幹部、担当部共に仕事といいますか、制度があると設定がしやすいかと思えます。副市長の見解を求めます。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

指定管理料の債務負担行為設定に当たりましては、施設ごとの状況を踏まえ、人件費等の上昇を見込みながらも、指定期間を見通した積算に努めるべきも

のと考えており、今回の追加補正につきましては、応募状況等を踏まえた、やむを得ない例外的措置と捉えております。まずは所管部局による適切な積算が基本でありますことから、現時点では期間中の指定管理料見直しも含めた統一的なルール設定につきましては、検討はいたしておりません。今後、ほかの施設に係る予算積算や公募時の状況、他市動向などに留意をしつつ、必要に応じて対応を検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 公平で透明なる確立を望ましいとは私も思いますけれど、現状の非常に社会状況が動いている中で、事業者側もそのことについて十分理解した上で、そういう考え方を検討していくことが必要ですので、現時点ではルール化というのは非常に難しく考えておらないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 本当に社会情勢が難しくなってきたのかなど。物価の話もそうですし、人件費の話もそうですけど、こういった市として初めてですか、再公募という言い方をするのかちょっと分かりませんが、の状況で、吹田市もそういった見たことない世界に、行政だったり市民の方々、みんなで一緒に足を踏み入れていってるような感覚が怖いというか、だからこそプロというか、行政経営部のかじ取りというのは非常に大事だと思いますし、そこを主幹に他の部局もつながっていると思いますので、全体を見て将来の財政運営にも対応していただければと思います。お願いします。

次の質問に移ります。市の財政の未来、先ほど財政の話を見せてもらったんですけども、これにつながる質問です。

公共施設の最適化の計画は、他の会派の質問でもありましたが、これについて吹田市は公共施設最適化計画にひもついて、吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画がありまして、それには施設の適切な

維持保全による長寿命化や施設の建て替え時期に合わせた複合化等により、コストの縮減や平準化を図りつつ、多機能で利便性の高い施設の実現を目指し、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいくということが明記されておりまして、しかし、この計画の根幹はコストの計算というのが、もはや変わってきています。

何よりの証拠が、今回も議会の恒例にもなっていますが、インフレスライド条項による契約の一部変更とか、そういったものですね。やっぱり吹田市の公共施設（一般建築物）個別施設計画では、今後30年で約4,000億円を超えるコストを将来的に考えていますが、この数字すらも楽観的に考えられる数字ではないと思います。将来的には大規模修繕や建て替えが計画されていますが、今回の議案では介護老人保健施設に今回約9,000万円もの税金を投入するといった議案も上がってまいりました。

現在の物価高騰という経済情勢と、計画策定をした当時には大きな乖離が生じています。社会経済情勢の変化があれば、適時見直しを行うとこの計画には明記をされていますが、現在がまさにその社会経済情勢の変化のほかなりません。物価高によって現在の公共施設最適化計画のコストという大前提が現状にそぐわなくなっているこの現実をどう認識しているか、市長に伺います。

○村口久美子副議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） まずは担当より御答弁申し上げます。

吹田市公共施設（一般建築物）個別施設計画を策定した令和2年度（2020年度）から現在に至るまでの5年間に、おおむね2割程度建設コストが高騰していると認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 全国の首長、企業経営者のみならず、これは国家的にも重要な社会問題と考えます。現在の物価状況が今後どのように推移するのか、それが不確実だからこそシナリオ分析による最悪も想定した行政経営を進める必要があります。短期的な視点

で毎年度の歳入歳出のバランスを取ること。それと並行して中・長期的な政策視点を加えた上で、財政の健全性を保つことが、将来を含めた市民への行政の責任であると認識をしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 単年度の計画を見ながら、中期的な計画も基にやっていき、行政サービスであったり公共施設の在り方というのをしっかりと見直すべきときに、日本全土は入っていくのかなと感じています。

市民サービスの充実は、私も本当に求めるところなのですが、無限にできるわけではございません。歳出を見直さなければ抜本的な改革にはならないかなと思います。

今議会では経営が行き詰まった介護老人保健施設に対し、約9,000万円もの税金を投入して延命を図ろうとしています。市の計画では、この施設は来年度から大規模修繕するという計画が明記されていました。この施設だけでなく、市内の公共施設の大規模修繕、建て替え、また維持管理まで含めると、計画策定時よりも大幅な増額となります。歳出の大幅な増加により、その市債償還、返済額は将来の負担となりますが、より大きな負担として将来に引き継いでいるのではないのでしょうか、市長の見解を示してください。

○村口久美子副議長 公共施設整備担当理事。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） まずは担当より御答弁申し上げます。

公共施設の最適化の取組において、事業費の精査や建て替え時の複合化の促進など、コストの縮減に努めているほか、特定財源の活用や活用のない公有地の売却といった財源確保策を組み合わせ、将来世代に過度な負担とならないよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 担当からの答弁のとおり、将来世代

に対してより大きな負担とならないように、適切に判断をする必要があります。この際の判断というのは、財政上の判断、お金の話という話が一つ。もう一つ、短期的な財政状況を判断根拠として投資を控える、これも将来世代に対する大きな負担となります。インフラ関係はそうです。両方の大切さというのを意識をした上で、健全な財政状況を維持しながら適切な将来投資をする、それが行政の大切な責任だと考えて経営をしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 将来世代に過度な負担にならないようにという回答だったんですけど、これから将来は少子高齢化であったりとか、また過度な負担というのも税だけの問題じゃなくて、社会保険、保障であったりとか、先ほど言われたインフラの整備の利用料だったりとか、また見えない電気やガスの問題だったりとか、生活に関わるお金も、やっぱり今後、分母が少なくなれば負担も増えてくる社会は見えています。それぞれの場所でそれぞれが考えなきゃいけないと思います。その上で、市としてできるようにかじ取りをよろしく願いいたします。

次の質問は飛ばします、取り下げます。

最後の質問で、ネットリテラシー・マナー等の向上のため教育施設の推進についての質問をさせていただきます。

本市は先進的に進めておりますデジタルシチズンシップ教育、子供たちがデジタル社会のよき使い手となるための重要な取組を高く評価をしています。しかし、この夏は私の子供もそうだったんですけど、暑さで家に残り、子供たち、SNSであったりオンラインゲームに費やす時間が増えました。また、さきの参議院選挙におきましては、認知戦という言葉も飛び交ったように、SNSが人の考えであったり偏見というのを増幅させる危険性が話題になったのも記憶に新しいです。

こども家庭庁は令和6年度に実施した青少年のインターネット利用環境実態調査によりますと、10歳から17歳の青少年のうち、98.2%がインターネット

を利用していると回答がありました。本市のデジタルシチズンシップは、主に学校内で子供たちが対象とされていますが、SNSの危険性から子供を本当を守るには、子供と学校の関係だけでなく、地域であったり、また保護者というのにもリテラシーの向上が不可欠だと思います。

質問します。市長と教育長に伺います。

この新たな脅威から子供たちを守るため、学校教育という枠を超えて、保護者や地域社会を巻き込んだ市全体の総合的なリテラシー向上策を講じるべきではありませんか。先進事例として和光市がそのような取組をしておりますが、市が主導して保護者向けの研修会や、家庭で使える具体的なルールづくりのガイドラインなどを提供するべきと考えますが、見解を伺います。

また、その一歩として、まずは現状を知るために、保護者のネットリテラシーに関する認知度や各家庭での利用状況についてのアンケート調査を実施し、その結果に基づき、新たなメッセージを市民に発信するなどしていただきたいのですが、この点についても答弁を求めます。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

ネット上の様々なトラブルから児童、生徒を守るために、保護者と連携して取組を進めることの必要性は認識しており、これまでも児童、生徒向け及び保護者向けルールブックを配付し、啓発に努めております。今後もスマホの長時間使用による健康や学習に与える影響、SNS上のトラブルや犯罪に巻き込まれる可能性について、保護者に情報提供を行い、注意喚起をするとともに、それぞれの家庭で話し合っ

てルールを設定していただくよう呼びかけてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 御質問にもありましたように、本市の小・中学校では、これまでデジタルシチズンシップ教育に取り組み、児童、生徒のネットリテラシーの向上を図ってまいりました。しかしながら、御

指摘いただきました昨今の児童、生徒を取り巻く環境を鑑みると、学校のみならず家庭や地域の協力を得て取組を深化させる必要性があることも認識しております。学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、ネットリテラシーの向上を図るための仕組みづくりについて、まずは情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ネットリテラシーについて大切な御指摘をいただきました。ただいま教育委員会から答弁をさせていただきましたが、その主な責任範囲は児童、生徒、すなわち園や学校においてでございます。地域においては子供、そして家庭においては家族、そのように考えると、学校、教員、地域、それぞれの役割を適切に果たさなければなりません。それをお支えをするのが行政の役割でございまして、行政が担うべき効果的なネットリテラシー向上策を、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○村口久美子副議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 ありがとうございます。

情報収集等していただき、よき企画がありましたら具体的に進めていただきたいとともに、この吹田の子供たちがこれからの社会、荒波を乗り越えていけるような強い育て方を、家庭と学校と地域でできればと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 個人質問をいたします。

公園についてお尋ねします。

市内各公園のトイレ等の改善について。垂水町の玉の井公園の改修工事が完了いたしました。現地説明会などで要望された内容が幾つか反映をされています。樹木の配置の変更や段差を解消するためのスロープ、災害時用のかまどベンチもできました。トイレや遊具の更新など、より快適で憩いの公園にリ

ニューアルされました。市民意見を反映した点も含めて、担当部の努力を評価するものです。各公園のリニューアルに当たっての考え方、地域住民の声をどのように反映していくのか、取組状況についてお聞かせをください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 公園の再整備につきましては、老朽化施設の修繕更新、バリアフリー等、基準適合への対応を中心に、公園全体を見直す公園施設再整備計画（R e パークプランすいた）や公園のトイレを計画的に整備する公園便所基本計画（トイレプラン）、遊具を主体に個別施設の修繕更新を進めていく公園施設長寿命化計画などの計画があり、それぞれの計画に基づいて取組を進めております。

実施に当たりましては、計画、設計の段階から、地元の連合自治会や自治会に説明を行い、可能な限り御要望や御意見を反映させた内容で再整備を行っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 公園の老朽化したトイレの更新、また新設についての取組状況と計画についてお聞かせをください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 公園便所基本計画（トイレプラン）に基づき、令和5年度（2023年度）に古江公園の新設工事、令和6年度に江の木公園の新設工事、竹見公園・谷上池公園・安威川公園・金田公園・くちなし公園の既設トイレの更新工事を実施いたしました。本年度は玉の井公園の更新工事が完了しており、さらに、千里山東公園・尺谷公園の更新工事、新芦屋中央公園・豊津公園・末広公園・北之町遊園の設計を実施中であります。今後も引き続き、年二、三か所のペースで更新工事を考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 引き続きよろしくお願いします。

紫金山公園の再整備についてお尋ねします。

3月24日から4月24日まで、紫金山公園の目指すべき姿（案）に対する市民意見募集が行われました。集約結果について、目指すべき姿に対する市民意見の概要について、これまでの取組状況、今後のスケジュールについてお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 市民意見の結果につきましては、提出意見数34通156件で、その内容としては、長期的な視点からの樹木管理や環境整備、健康増進やバリアフリーなどの観点からの散策路整備、広域避難地としての災害対応、池の活用、自然を利用した特徴のある遊具設置、ドッグランの開設、公園協議会やボランティア支援、自然や歴史の保全、民間事業者の活用など多岐にわたるものでした。

この間、令和5年度（2023年度）から2年間、ニーズ調査、ワークショップ4回、社会実験などを行い、今年度に入ってから、パブリックコメントを経て、目指すべき姿の策定に至りました。以降、今年度は新たな社会実験を実施する予定としており、令和8年度に指定管理者の公募、令和9年度から指定管理者制度に管理運営開始を目標として、現在、取組を進めているところです。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 目指すべき姿についてお尋ねします。

案では公園の課題の第1として、自然環境や歴史の保全とあります。計画の基本的な考え方について、また生物多様性保全に知見のある民間事業者などの連携について、どのような民間事業者を想定しているのか併せてお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 御質問の計画につきましては、平成13年（2001年）に市民参画により策定した吹田風土記の丘・紫金山公園基本計画であり、当時の基本的な考え方として以下の五つが掲げられてます。

①歴史・民俗の継承、②多様な生物の生息する自然環境の保全と創造、③体験学習の生きた場所とし

ての利用、④みんなが触れ合い安らげる場（バリアフリー・安全の確保・防災拠点）、⑤大規模な施設・建造物は設置しないというものです。

想定事業者につきましては、自然環境調査を専門とするコンサルタントや、環境学習プログラムや企業の森づくり支援など、生物多様性の知見を必要とする業務を行った実績を有する事業者を想定しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 目標像で、公園協議会の設置など、多様な主体とあります。市の考え方では、公園協議会の中で協議、話し合うとの文言が幾つも見受けられます。公園協議会の位置づけや構成、吹田市との連携などについてお聞かせをください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 公園協議会につきましては、その設置自体が目的ではなく、協議会の意見を参考にしつつ、広く公園利用者のニーズに応じていくことが重要と考えております。

公園協議会は、都市公園法第17条の2に基づく協議会として、都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う多様な主体が構成員となり、目指すべき姿の実現に向け、設置・運営してまいります。

構成員につきましては会の円滑な運営を目指して今後検討していきますが、本市も法に基づき、公園管理者として構成員に含まれることとなります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 民間事業者に関して、民間事業者が主体ではなく、市民と共に市が主体的に責任を負うという趣旨の意見や市の考え方が示されております。また、市の考え方では、指定管理者制度やPark-PFI制度は一つの手法であり、現時点でその手法を定めていないとしています。手法等についてどの時点で説明をされるのかお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 これまで、再整備や管理運営の手法について触れることなく、ワークショップや社会実験、目指すべき姿（案）への市民意見を聴取してきたのは、事業手法にばかり参加者の関心が集中し、魅力向上に対する自由な意見の聴取を妨げることにつながるのではとの考え方からでございます。

管理運営については指定管理者制度の導入を、また再整備については、できればPark-PFI制度の導入を行いたい思いはありますが、同時に導入することだけが最善とは考えておりません。今後、紫金山公園の特徴を生かした魅力向上について、公園を取り巻く状況なども踏まえ、目指すべき姿を実現できる最善の手法を選んでいく所存であり、令和8年度の実施計画・予算要求の査定が出て以降、市の考え方を順次整理し、公表していきたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 都市計画道路については、市の考え方で、公園内の環境への影響、公園利用者への影響が認められるとされています。

先日、大阪府による説明会が開催されました。説明会の概要、市民からの意見内容について、またどのような影響が想定されるのか、今後の市としての関わり方、考え方についてお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 今年7月に茨木土木事務所の主催で2回開催され、参加者はそれぞれ45名、23名でありました。オブザーバーとして、吹田市からは公園みどり室、博物館が参加いたしました。

当日、紫金山公園に関する質問に関しては、本市公園みどり室が回答いたしました。参加者からの主な意見としては、騒音、排ガス、交通量、振動など周辺の環境への影響に対する懸念、道路区域内の樹木の移植要望、公園として道路を横断する橋の構造や幅及び集中豪雨への対策などでございます。

道路整備により想定される影響としては、道路を挟んで東西の公園区域の連続性や、道路境界付近についての既存の自然環境への影響などが考えられま

す。

公園区域内の里山環境や景観、そして歴史環境などが損なわれず、目指すべき姿に基づく取組となるよう、配慮を茨木土木事務所に求めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 ぜひよろしくお願いいたします。

次に、江坂公園の管理運営についてお尋ねします。提出いたしました資料1枚目を御覧ください。

市長にまずお聞きしたいと思いますが、この写真がどういう状態を示しているのか、見たままお聞かせいただけたらと思います。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 まずは土木部から御答弁申し上げます。

指定管理者が、夏場の熱中症対策として、パブリックステージのウッドデッキにミストシャワーを設置したものです。子供たちがミストを浴び、はしゃぐ様子が見られ、来園者にはおおむね好評で、有効な取組として一定の評価をしております。

本来の使用目的であるステージとしての使用に制限がかからないよう配慮しておりますが、水にぬれた状態が続く課題については、今後、稼働時間など運用方法の調整を含め、対応策を検討する所存でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 職員として公園整備、その魅力向上の責任者として取り組んでいた立場からも、御説明をいたします。

少々説明的になりますが、御提示をいただきました資料は、今、答弁にありましたように江坂公園の施設です。ここに移された、いわゆるパブリックステージは、公園をイベントスペースとしても活用できる、当公園の文化的価値を高める施設として、多くの市民や団体に御利用をいただいている施設でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 言われていることは分かりました。見たまま見ていただいたら、もうずぶぬれというんですか、雨が降っているような状態なんです。これはミストということでやられているわけですけど、ここの本来の活用が非常に支障が出ているのかなというふうに思います。これが夏場2か月間、ずっとこの状態でしたので、改善を求めてきましたけども、いまだにこういう状態にあるということで、答弁は改善が必要だということをおっしゃっておられますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これでは市民の利用はできないと、この場所では利用できないというふうに思います。

次に質問します。江坂公園のイベントについてお尋ねします。

資料2枚目を御覧ください。

これは8月2日から24日までの約1か月間、つどいの広場で催された、昼も夜も楽しい江坂公園サマーフェス2025のポスターであります。2枚目の資料です。前日も含め24日間、広場を屋台や椅子、テーブルと簡易テーブルが営業し、占有しておりました。夜の10時頃まで営業して、調理器具や照明等のために四、五台もの自家発電機が熱風を吐きながらうなり声を上げておりました。終日、ふだんのような公園の利用はできませんでした。これが市民の憩いと自由な需要に供する公園と言えるのか、市長の御認識をお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 まずは土木部から御答弁申し上げます。

当該イベントは利用者の減少する夏場の利用促進として、サマーフェス2025と銘打って開催したのですが、広場の占有はおおむね5分の1から4分の1程度、期間中延べ約4,000人もの集客がありました。また、利用者から喜びの声も多数頂いており、公園協議会においても、各委員はおおむね好意的な印象を持っている状況でありました。夏場の非常に暑い時期、通常の利用者が大きく減る中で、通常利用とイベント利用のバランスをうまく図りながら実

施していると認識をしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 江坂公園につきまして、様々な視点から御意見を頂きました。公園利用者は赤ちゃんから高齢者まで、それぞれの用途、楽しみに基づく多様なニーズをお持ちです。それも考慮しつつ、市内の公園の整備を進めており、一部の利用者のニーズや使い方が、他の利用者の楽しみを阻害してしまうようなことのないよう、公園管理者として留意をしているところでございます。様々な魅力的なイベント等が好評を得ている一方で、御不満の声もあることを認識しつつ、さらに魅力的な公園となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 サマーフェスによる広場占有について、私が述べたのは、長期にわたり市民の通常の利用ができなかったということでありました。答弁では、広場の占有はおおむね5分の1から4分の1程度のことです。私は、そもそも、つどいの広場を面積案分でどうかと論じているわけではありませんが、資料3枚目を御覧になっていただきたいと思いますが、資料3枚目は、営業前の様子で、営業が始まるとたちまちたくさんのテーブルが並び、広場の3分の1から2分の1を占有しておりました。答弁では、通常利用とイベント利用のバランスを図りながら実施しているとのことですが、バランスの考え方についてまずお聞かせください。

本夏の状況は、極めてバランスを欠いた運営ではないかというふうに考えます。利用者から喜びの声が多数あったとのことですが、それだけで判断するのは明らかにバランスを欠きます。自由に遊べなかった子供がいるかもしれません。迷惑に感じている市民がいるかもしれません。本市でPark-PFIが始まって丸3年となります。検証が必要です。近隣の住民や子供たちの意見を聞いていただきたい。アンケートなど取り組んではどうでしょうか。市長、

お答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 まずは土木部から御答弁申し上げます。

バランスの考え方につきましては、まずは時期について、夏場の非常に暑く、通常利用者が極端に減る時期にサマーフェスを行い、共存を図ったものでございます。

次にスペースについて、広場における通常利用とイベント利用がうまく共存するよう、イベントの規模や開催頻度を調整したということでございます。利用者が少ないとはいえ、通常利用のスペースが狭くなることは理解しており、近隣住民の方や子供たちの意見を聞くことにつきましては検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいまの担当からの答弁のとおり、通年を考えて適切な公園の利用、公園での様々なイベント、一人でも多くの方に来てもらいたい、その思いをお伝えをさせていただきました。

多く寄せられております喜びの声や感想のみならず、参加者や周辺市民の生の声も把握をして、さらに喜んでいただける次の開催につなげることが望ましいと考えているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 資料3枚目ですね、テント、これありますね。テントは屋台とその奥のテントは発電機が四、五台設置されている発電機のテントです。その手前にブルーシートで覆われた約20m四方のビニールプールが置かれているわけです。5分500円でボート遊泳ができ、係員が水につかり、乗船した子供が水にぬれ、水しぶきも上がっております。夏場の環境で水質管理はどうなっていたのでしょうか。水抜き頻度、水質検査の有無、検査結果についてお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 すいすいボートは泳ぐことを目的にしたプールではなく、電動ボートに乗って水面をこいで遊ぶためのものであることから、大阪府遊泳場条例の対象外施設であり、水質調査は不要との判断から行っておりません。また、サマーフェスの期間中、水抜きや交換は行っていないと指定管理者から報告を受けております。ただし、水しぶき等が口に入る可能性があるため、浄化ポンプを稼働させ、また、毎日固形塩素を一定量投入していたとのことであります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 営業終了後、水を張ったままのプールに、こういってブルーシートがかぶさっているわけでありまして。そうなるともう事業者はおりません。それが次の日の業務開始時まで続くわけです。雨天時は営業は中止になりますので、つまり、場合によっては丸2日間とか、この状態が続くわけです。プールの水に浮いているブルーシートの上に雨水が大量にたまっているのが、この資料で分かっていると思います。特に囲いもなく簡単に近づけるわけです。万が一子供がはまり込んだらと不安に思うような光景であります。

不特定多数が利用する公園で、このような管理を吹田市が許したのはなぜなのか。万が一不慮の事故が発生したら、誰が責任を取るのかお答えください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 すいすいボートの営業時間外につきましては、会期中からになります。議員からの御指摘を受け、指定管理者に安全対策を指示し、カラーコーンとバーで囲むなどの立入禁止措置を図らせておりました。こういった件につきましては、密集市街地特有の公園の課題ではありますが、万が一の事故につきましては、状況により責任の所在は個別に判断されるものです。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 市が許可してこれを事業者が

やっているわけですから、市の責任は、もしそういうことがあれば免れないと思います。

資料4枚目を御覧ください。

図書館と広場の境界に位置する人工芝に、これまで存在していなかったベンチが置かれています。なぜそうなったのか、いつ撤去されるのかお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 連続して図書館の窓ガラスを割られる事故が発生したことから、人工芝でのボール遊びを防止するために、パラソルつきテーブルとベンチを設置したものです。現状、ファミリーの昼食利用や子供たちの休息の場などに利用されており、日よけ対策としても有効であるため、現時点で撤去の予定はございません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 事故が原因とのことですが、再発防止というのであれば、他の公園で採用されているようなネット等の設置を検討すべきではないでしょうか。公園協議会でも複数の委員からそのことを提案されていました。子供たちが伸び伸びと遊べる環境と安全対策という根本的な問題であり、市が主体的に検討することを求めます。御答弁をお願いします。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 人工芝は図書館と公園との連続性を持たせるための仕掛けの一つであり、ネットフェンスの設置は、これらの連続性の分断につながるため、避けたい思いがございます。

公園協議会では、フェンスを設置したほうがいいのかとはとの意見もありましたが、フェンスを設置すると、それがボール遊びのための新たな対象となるなど、他の問題も引き起こす可能性もあるため、フェンス設置については慎重な立場でございます。

一方で、人工芝部分の遊び方や使用ニーズについては様々な意見もあるものと認識しておりますため、状況を踏まえながら、今後、どのような方法が適切か、指定管理者と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 最後に意見を述べます。江坂公園は、日頃から市内でも有数の利用者の多い公園であります。子供たちも多く、遊び場としても貴重な空間です。公園利用についてバランスを図っているとの答弁がありましたが、誰が見てのバランスなのかが問題です。私は、イベントや安全管理について事業者の問題があるとは言っておりません。問題は市が主体的に関わっていないことにあります。今後、市民にアンケート等を検討するとの答弁もありました。その手法も含めて、引き続き要望してまいります。

次の質問に移ります。まちづくりについて。

吹田市公共交通維持・改善計画の見直しについて。

この8月26日に、第12回吹田市地域公共交通協議会が開催され、2022年4月に策定された公共交通維持・改善計画の中間見直しが提案されました。

1、計画の概要について。2、目標の達成状況について。3、市民アンケートについて。4、今後のスケジュールについてお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 吹田市公共交通維持・改善計画の概要としましては、「いまある公共交通を守り、多様な手段と連携し、みんなで支え未来へつなぐ公共交通」を基本理念とし、三つの基本方針と10の具体的な取組を定めており、五つの章で構成しているものです。

目標の達成状況は、令和8年度（2026年度）に中間目標値を定めており、今回の見直しを行う中で検証等を行っていくものですが、年度ごとの達成状況としてはおおむね良好な結果であると把握しております。

市民アンケートにつきましては、令和元年度に実施した地域公共交通基礎調査に基づき、質問内容の時点修正を行い、市民の日常的な移動実態、公共交通の利用状況及び利用意向、公共交通に対する満足度、公共交通の課題や施策ニーズの把握を目的に、今年度実施いたします。対象としましては、15歳以

上の市民6,000人を対象とする予定でございます。

今後のスケジュールとしましては、協議会の御意見を頂きながら、令和7年度から2か年にかけて見直しを行う予定であり、令和7年度は、基礎調査、市民アンケート、交通事業者ヒアリング等を行い、見直し方針案の検討を進め、令和8年度には、計画素案の作成、パブリックコメントを行い、令和8年度末に見直し計画を策定し、公表する予定としております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 公共交通において、例えばバス運転手の不足が深刻化していると聞きます。人材不足が原因で路線バスの減便や廃止による市民の移動手段に支障が引き起こされます。実態について、事業者の抱える課題、市としての支援策についてお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 法改正による労働時間の制限、いわゆる2024年問題を背景に、運転手不足について一層拍車をかけている状況の中、本市を走るバス事業者は、運転手の賃上げや定年延長、就職説明会を実施しておりますが、退職者数が就職者数を上回る状況にあり、引き続き運転手不足が続いている状況でございます。

事業者の抱える課題としては、運賃値上げ等により、運転手の賃上げ原資の確保に努めておりますが、さらなる運賃値上げが必要となることが見込まれ、利用者離れが懸念されております。今後は、減便など輸送力調整が必要になることが予想されます。

市としての支援策につきましては、バス利用者の将来需要の開拓を目的とした小・中学生の無料乗車体験チケットの配付や、利用者の環境向上のための上屋及びベンチ設置支援等の利用促進を実施しております。

あわせてハローワークや大阪府、隣接市と連携し、就職説明会の場の提供を目指しておりますが、開催できていない状況でございます。あくまで民間事業者であるため支援には限界もありますが、今後も事

業者ヒアリングを行い、公共交通協議会で意見を伺いながら、支援策を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 吹田市バリアフリー基本構想についてお尋ねします。

8月26日に第6回吹田市バリアフリー推進協議会が開催されました。出席者がそれぞれの立場から熱心に議論をされていました。数点お聞きします。

1、協議会ではこの5月に実施された江坂駅現地点検結果についての報告がありました。詳細な報告内容で大変参考になりました。今後、改善を要する主な内容、駅事業者と連携して、市として取り組む点について。また、来年度に阪急千里山駅が予定されておりますが、現地点検についてこれまでの成果や課題についてお聞かせください。

2、基本構想の新規策定についてお聞かせください。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 初めに、江坂駅の現地点検後の対応につきましては、江坂駅構内で券売機蹴込部の整備、トイレ音声案内の音質改善、全出入口案内図に北側エレベーター位置の記載を行うとともに、周辺道路（生活関連経路）にて点字ブロックの補修、舗装の補修、歩道と車道の段差改善、路上店舗看板への指導を行う予定としております。

次に、事業者と連携して市が取り組む点につきましては、大阪市高速電気軌道株式会社と連携して、令和7年（2025年）3月に駅北側にエレベーターを設置いたしました。おおむねの整備が完了したため、今後の取組については現時点で予定はありません。

次に、現地点検のこれまでの成果や課題につきましては、現地点検は、スパイラルアップを目的としており、今後の新設や改良の際の参考として生かしていくものです。ただし簡易な補修対応には順次実施しているところでございます。その課題としましては、物理的な条件や交通事業者の費用負担など様々な事情により、要望に対応できない点が多数あ

ることが挙げられます。

最後に、バリアフリー基本構想の策定につきましては、令和7年度、8年度の2か年で策定していく予定であり、今後、障がい当事者等の御意見を伺いながら、重点整備地区の追加や道路特定事業、交通安全特定事業などにつきまして、バリアフリーマスタープランに基づき具体的に示してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 日本共産党の塩見みゆきです。個人質問をさせていただきます。

まず初めに、医療的ケアを必要とする児童、生徒への支援及び対応する学校看護師についてお聞きをいたします。

医療的ケア児童、生徒に対応する学校看護師に派遣看護師が採用されて1年半になります。派遣と会計年度任用による市の学校看護師が、児童、生徒への支援を行っていますが、具体的な対応についてお聞きをしたいと思います。

まず、今年度における医療的ケアを必要とする児童、生徒の人数及び派遣看護師と市の学校看護師それぞれの人数、配置体制と業務内容等について具体的にお聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 医療的ケアを必要とする児童、生徒数は小中学校生13名、中学生1名の計14名でございます。

医療的ケア看護師である派遣看護師7名と会計年度任用看護師9名の計16名を、児童、生徒の医療行為の内容や頻度、職員の勤務可能日数等を総合的に勘案し、配置しております。雇用形態の違いによる業務内容の違いはなく、児童、生徒1名につき常時1名から2名の配置体制で運営をしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 2023年度から指導的立場の看護師、コーディネートの看護師が教育委員会に配置されたことによって、全看護師による連絡会や研

修ができるようになりました。情報交流や、それぞれの日常のケアをアセスメントする場になり、スキルアップにつながっていると喜ばれています。

派遣看護師の採用により、連絡会や研修の開催はどうなっているのか。この間の実施状況をお示しください。派遣であっても連絡会や研修は業務の一環として位置づけ、市の看護師と同様に出席すべきであると考えますが、実態についてお聞きいたします。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 医療的看護師の研修を含めた連絡会につきましては、現在実施しておりませんが、医療的コーディネーターが各学校を訪問し、相談、助言を行っております。今後、雇用形態にかかわらず、医療的ケア看護師の情報共有や交流を行うことができる場づくりを検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 派遣を採用したことによるメリット、デメリットと評価についてお聞きいたします。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 派遣看護師のメリットにつきましては、派遣看護師の休暇取得時に代替看護師の派遣ができることが挙げられます。一方、デメリットとすれば、学校での勤務が初めてとなる看護師が派遣されることが挙げられますが、その場合は業務がスムーズに行えるよう、教育委員会と学校の教職員がサポートをしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 市の看護師は、児童、生徒の特性を理解し、関係性を築きながら、よりよいケアを目指し、安全に学校生活をサポートできるように努力をされてきました。今もされています。この間、指導的な看護師の配置によって、学校看護師と多職種や各機関とのコーディネート、連絡会や研修などの実施、ケア児童、生徒に関わる環境の整備が進みました。全て現場で働く看護師が、長年求めて

きたものであり、かつては点在していた学校看護師が、ようやくつながり、一つのチームとして機能してきたところでした。

しかし、同じ医療的ケア業務を担う看護師とはいえ、違う雇用形態の派遣看護師と市の看護師が混在することになり、うまく連携できるのか懸念をするところです。派遣採用は人材確保が難しくなっていることにあるのは理解します。しかし、派遣の場合、市の採用看護師の2倍以上という多額の経費を要します。派遣に依存するのではなく、教育委員会を含め、市が看護師確保と継続して働けるよう努力をしていただきたいと思います。

今後も医療的ケアを必要とする児童、生徒は増加する傾向にあり、子供たちが適切な医療的ケアを受け、学校生活が送れるように、もっと現場で働く看護師の意見を聞き、給与等、処遇改善に取り組んでいただきたいと思います。

また、ホームページの募集の工夫や医療的ケア児の理解を深めていただく取組、そしてケアに関わる看護師の仕事をあらゆる機会伝える、また看護協会等が催す就職相談会に参加をするなど、様々な方法があると思います。御所見を教育長にお聞きいたします。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まず担当より御答弁申し上げます。

医療的ケア看護師を派遣看護師と会計年度任用看護師の二つの雇用形態で配置する理由につきましては、医療的ケア看護師の必要数に対して、会計年度任用看護師だけでは不足しており、医療的ケアが必要な全ての児童、生徒が適切な医療的ケアを受けられるようにするためでございます。頂きました御意見も参考にしながら、引き続き医療的ケア看護師の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 二つの雇用形態で医療的ケア看護師を配置している理由は、ただいま担当から御答弁させていただいたとおりでございます。医療的ケア看護師には、医療行為の提供だけでなく、児童、生

徒が安心して自分らしく学校生活を送れるよう、保護者や教職員と連携しながら、心のサポートも担っていただいております。児童、生徒の学びと育ちを支える大切な存在です。今後も引き続き、その役割を全うできる人材の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 よろしく願いいたします。

ある保護者から、現在、医療的ケアの一つであるインスリン自己注射の見守り、管理指導について、来年からは小学5年生以上は学校看護師配置の対象にしないと聞き、不安に感じているとの声が寄せられました。

第二次性徴は女子10歳から14歳、男子は12歳から14歳とされ、小学5、6年生は思春期に差しかかる時期でもあります。心も体も変化する節目であり、成長ホルモンがたくさん分泌されることで血糖値が上がりやすくなり、インスリンの量が増えてきます。女子は月経も始まり、排卵期に血糖が高くなる傾向があり、血糖が変動しやすくなります。心の面でも反抗期や悩みも増え、より丁寧に見守り、寄り添い、一緒に考える看護師の役割は大きいと思います。インスリン自己注射について、5年生以上の看護師配置は継続すべきと考えますが、配置は必要ないと判断した理由についてお聞きをいたします。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 I型糖尿病の看護師配置の基準につきましては、インスリンポンプやインスリン注射等の血糖管理に必要な計算方法を、第5学年までに全て学習するため、看護師配置を第4学年までとしておりますが、引き続き看護師による支援が必要と判断する場合は、第5学年以降でも看護師配置を行います。

以上でございます。

○村口久美子副議長 21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 先日、I型糖尿病のため、インスリンの自己注射をしている女子高校生にお話を聞く機会がありました。学校生活で授業や行事な

どのスケジュールによっては、インスリンを打つタイミングを逃すことがある。病気のことは友達には知られたくない。注射を打つ部位を変えても、刺入部が固くなり痛くて打ちたくないなど、病気のことも、そして命に関わることも、十分頭で分かっているけど、揺れ動く気持ちを率直に話してくれました。また、彼女は小学校から中学校に、また中学校から高校に、環境や人間関係が変わる時期が一番しんどかった。そんな時期に親や医師、担任の先生とは違うそうした人が自分に寄り添ってくれる、そういう人がいたらよかった、このようにも話してくれました。たとえば高校生であっても、不安や不安定さを持ち続けています。どこかの時点で自立しなければならない、そのことは理解をいたします。ただ、それがこの小学校5年生が適当なのか、判断は難しいものがあります。ただ、5年生以上でも個別の状況を見ながら対応していくとのことでしたので、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

また、先ほどの女子高校生の経験から、小学校から中学生活に進学し、環境が変わる時期に、寄り添い必要なアドバイスのできる看護師が、定期的に巡回できるような関わりは必要ではないかと考えます。この件については、今後検討していただきますように要望をしておきます。

続けて、小児慢性特定疾病の医療費助成についてお聞きをいたします。

小児慢性特定疾病の医療費助成は、18歳未満までとなっています。ただ、引き続き治療が必要であると認められた場合は、二十歳未満まで延長が可能です。その後は指定難病に移行される疾病については、難病医療費助成制度が適用されます。

2025年4月時点で、小児慢性特定疾病は801あり、そのうち指定難病に移行できる疾病は348で、残り453の疾病患者は二十歳になった時点で医療費助成が打ち切られることになります。吹田市の場合、小児慢性特定疾病患者のうち、難病医療制度に移行できない患者は何人ぐらいおられるのか、過去5年の実数をお示しください。

○村口久美子副議長 子育て支援センター担当理事。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 小児慢

性特定疾病と難病の医療費制度では、同じ疾病でも認定する基準が異なるため、疾病から移行に係る人数を把握することは困難ですが、過去5年間の小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象者のうち、20歳を迎えた人数は、令和2年度（2020年度）は26人、令和3年度は35人、令和4年度は30人、令和5年度は25人、令和6年度は28人です。

以上でございます。

○村口久美子副議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 小児慢性特定疾病の医療費助成制度の根拠は児童福祉法であり、目的は子供の健全な発育のため医療費負担を減らし、サポートを行うためです。以前は先天性疾患等、小児特定疾病の患者が成人になることは難しく、小児期に特定した疾患でした。しかし、医学の進歩とともに患者が成人以降も治療を受けながら社会生活が送れるようになってきました。

例えば、小児慢性特定疾病の一つであるⅠ型糖尿病は、膵臓のインスリンを分泌する細胞を破壊する原因不明の自己免疫疾患であり、その多くが小児期に発症し、一生インスリン治療を続けなければなりません。しかし、二十歳で小児慢性特定疾病医療費助成の対象から外れると、たちまち多額の医療費負担が発生をいたします。

国立国際医療研究センター病院が、2022年度の診療報酬点数表に基づいて計算した医療費負担額によると、インスリン自己注射1日4回と、血糖自己測定月120回以上、月1回受診の場合、医療費3割負担で月額1万2,090円。持続血糖測定機能と連動した持続皮下インスリン注入のポンプ治療と月1回受診の場合は、3割負担で月額3万1,820円になります。これはあくまでも平均的な医療費であって、患者個別の治療費が加算され、さらに眼底検査等合併症の検査と治療を定期的に行うなど、実際の医療費の負担はもっと大きくなります。

小児慢性特定疾患の成人移行後の医療費については、国が制度改正を行うべきであるというふうに私も考えますが、せめて患者本人に収入のない22歳まで、吹田市の子ども医療費助成制度適用を拡大する

ことは可能ではないでしょうか、御所見を伺います。

○村口久美子副議長 子育て支援センター担当理事。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 適切な医療を受けられる環境整備は、基礎自治体単独で行うものではなく、国の施策として実施されるべきものと考えており、本市独自の助成制度について検討は行っておりません。成人後も経済的負担の軽減が図られ、安心して医療を受けていただけるよう、必要な支援策について、機会を捉えて今後も国に要望してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 繰り返しになりますけれども、本当、根本は国がやっぱり実態に合った制度改正というのは行うべきだと思いますけれども、せめて先ほどお聞きしていましたら、数十名の移行できない患者さんがおられるということです。何とかここを拡大して、22歳まで拡大して、実施していただけたらと思いますので、引き続きの検討をお願いしておきたいと思います。

次に、新芦屋の私道問題についてお聞きをいたします。

今年5月、新芦屋の方から、カーブミラーを3か所設置してほしいという要望がありました。3か所とも私道上にあるため、所有者に許可がもらえないという理由で実現はいたしませんでした。希望箇所の一つはマンションの出入口が交差点に接道しており、また、配送関係の車両や抜け道利用の一般車両の通行も多くあり、非常に危険です。要望された方に、私道の事情をお伝えしたところ、公園が近いため子供たちの通行があり、冷やりとする場面をよく見かけている。車両事故に子供たちが巻き込まれないか心配である。私道というだけでミラーの設置もできないのかと、納得がいかない様子でした。

住民の皆さんは、市がすっかりこの問題を見捨てているのではないかと言われています。以前の質問に対して、水道部は年に何回か継続的な交渉を続けているとお答えになりましたが、土木部、または下水道部については定期的な協議、交渉はされてい

るのかお聞きをいたします。市長は解決のためにあらゆる努力を重ねていきたいとお答えになっていますが、この間、どのような働きかけをされたのか、市長にもお聞きをいたします。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 まずは土木部から御答弁申し上げます。

当該私道の公道化に関する定期的な協議、交渉につきましては、土木部では現在のところ行っておりません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 下水道部長。

○愛甲栄作下水道部長 下水道部からも御答弁申し上げます。

私道所有者と下水道未整備箇所の解消に向けて定期的な協議を行ってまいりましたが、合意を得られない状況でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 新芦屋のこの地域の問題につきましては、私自身、今の土木部の責任者として関わってまいりました。正直申し上げまして、市としてこれは決して見捨てているわけではなくて、法的解決の手法がないということです。様々に模索をいたしましたが、非常に残念です。地権者の社会的責任による地域課題の解決を期待して、民民問題ではありますが、市としていろいろ検討してまいりました。しかし、地権者の合意が得られず、現在においてさえ解決の糸口が見えないことを残念に思っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 大変難しい問題ではありますけれども、市長も解決に向けてあらゆる努力を重ねていきたいということでしたので、ぜひ先ほどの答弁にうちくるのではなくて、機会を捉えて粘り強く解決に向けて、市のほうも努力していただくことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○
○村口久美子副議長 以上で本日の会議を閉じたいと
存じます。
次の会議は、明日9月12日（金曜日）午前10時に

開会いたしますので、御参集願います。
本日はこれにて散会いたします。
（午後3時3分 散会）
○

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会副議長	村口久美子	
吹田市議会議員	五十川有香	
吹田市議会議員	久保直子	
吹田市議会議員	石川勝	